

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (5) (2 8 . 2 定)			
日 時	平成 2 8 年 6 月 3 0 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 1 6 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	小貫委員長、酒井（隆行）副委員長、秋元・高橋（龍）・斉藤・鈴木・濱本・佐々木・川畑各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長（総務部長事務取扱）、水道局長、財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、消防長、会計管理者、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 （選挙管理委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、川畑委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村岩雄委員が高橋龍委員に、酒井隆裕委員が川畑委員に、千葉委員が秋元委員に、中村吉宏委員が鈴木委員に、中村誠吾委員が佐々木委員に、それぞれ交代しております。付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、民主党、新風小樽、自民党、公明党の順といたします。

共産党。

○川畑委員

◎議案第 5 号小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案について

まず、議案第 5 号山林基金条例の一部を改正する条例案と、北海道横断自動車道建設用地の売却及び立木の売却について質問させていただきます。

場所は塩谷 4 丁目 76 番 1 ということで、1 万 5, 395 平方メートルの一部である 1, 522. 25 平方メートルを東日本高速道路株式会社を買収するとのことですが、買収の打診はいつごろからあったのか、お聞かせいただけますか。

○（産業港湾）農政課長

建設予定地である農政課所管の部分につきましては、平成 24 年 5 月 10 日に今後の建設計画を進める上で、いろいろ打ち合わせに来たいということで東日本高速道路株式会社の担当者が参りました。そして、ことしに入り、当該塩谷 4 丁目の土地周辺の測量などが終わったということ、また、補償価格等の土地の売却価格等の準備が整ったということで、4 月 13 日に提示がございました。

○川畑委員

それで、今回、第 2 回定例会で補正予算を計上することになったということですが、その経過について説明していただけますか。

○（産業港湾）農政課長

市が所有する山林ですので、ことし 4 月 25 日に市有財産等評価委員会から、土地と立木の売買価格について了解をいただきまして、また、山林基金条例でこの部分が定められておりますので、地籍の変更を一部改正条例案として今定例会に上程させていただきました。

○川畑委員

それで、土地の売却価格について伺いますが、北海道横断自動車道建設用地の売却については 39 万 5, 000 円計上しているのですが、これを逆算してみますと、1 平方メートル当たり、260 円となるのですが、この金額が妥当な金額かどうか、その辺の見解をお聞かせください。

○（産業港湾）農政課長

土地の価格につきましては、例えば地目、山林か畑かということでも 10 倍程度の開きがございますが、不動産評価についてはそれぞれ土地 1 筆ごとに評価価格が決めることとなります。これにつきましては、東日本高速道路株式会社の外部の不動産鑑定士によりまして、標準地の価格が、今回は桃内の土地が鑑定評価されておりますが、その土地の 1 平方メートル当たりの価格が 270 円ということになっております。その土地が標準地ということで決められておりまして、当該地との比較、例えば最寄りの駅である塩谷駅からどのくらい離れているのか、それからその土地が道路に面しているのかといったことなどを勘案しまして、それぞれ個々の要因がございますので、そう

いったものをポイント化しまして、金額を求めることになります。

それで今回のこの部分につきましては、道路に面しておりませんので、標準地より 1 ポイントほど下がっておりまして、1 平方メートル当たりの単価が 260 円ということで提示がございまして、それをもとに先ほど言いましたとおり 4 月 25 日の市有財産等評価委員会で評価していただきまして、価格として決められたものですので適正な価格が提示されたと考えております。

○川畑委員

私が聞いた中では、少し安いという感じがしたのです。それで、伺ったのですが、桃内にある標準地が 270 円ということで、それではそんなに違いはないのかなと改めて思いました。

それで、立木の売却の価格についてどのような要件で決められているか伺いたいと思うのですが、どのような要件で決めているのか、まず聞かせてください。

○(産業港湾) 農政課長

立木に関しましては、北海道用地対策連絡協議会が発行する立木等補償基準単価表というのがございまして、比較するというよりも、木 1 本 1 本、胸の高さの直径をはかりまして、それを先ほど言いました単価表に当てはめまして、1 本 1 本計算して積み上げたものが今回の価格、売払い収入で 14 万 7,000 円となっていますので、そういった価格が提示されたことになります。

○川畑委員

先ほども、事前にどのくらいの木があるのかということでお尋ねしたところ、カラマツが 11 本とトドマツが 50 本、あと広葉樹というのですか、雑林となるのですか、それが 175 本ということで、売払い収入の 14 万 7,000 円から、単純に逆算してしまうと、1 本当たり 623 円という計算になるのですが、この価格が本当に妥当かどうかという判断はどのようにされたのですか。

○(産業港湾) 農政課長

これにつきましては、用地、用材ということで通常は売却するのですが、先ほど言いましたように、道路に接していないということで、もし私たちがそれを切ってどこかの木材会社に売るとしますと、手間賃が今の部分ではかかってしまうのです。そういったことから、補償額についてもその辺を加味して所有者に損がないような単価設定、補償設定がされておりますので、決して安いというわけではなくて、十分適正な価格だと考えております。

○川畑委員

土地の売却、そして立木のほうも妥当な金額だと判断しているということですね。

私が、なぜこの質問したのかというと、現場を見てきたのですが、丸山下から工事現場を見ると、これが本当に自然を破壊しているという感じがもろに見える感じがするのです。そう思ってこの質問をしたわけです。

それで、共産党は一貫して北海道横断自動車道を建設することに反対しておりまして、むしろ国道を整備していくことが優先だと。そういうことを常に主張していますので、この立場からこの議案について質問をさせていただきました。

◎市営住宅若竹住宅 3 号棟関係について

次に住宅事業特別会計の若竹住宅 3 号棟に関連して質問します。

まず、今回計上した移転費用補償費 1 億 1,510 万円の対象となる件数をお知らせいただきたいと思います。

○(建設) 越智主幹

今回の対象となる区画でございますけれども、全部で 8 区画ございまして、実際にこれをお持ちになっている所有者が 7 名、それからその他の所有者から借りている使用者が 3 名おりまして、合計で 10 名となっております。

○川畑委員

その方々はまだ建物におられるのですか。

○（建設）越智主幹

まだ、その場所で営業等の活動を行っていらっしゃいます。

○川畑委員

それでは、近いうちに移転することになるのだらうと思うのですが、3号棟の解体工事総事業費が1億1,400万円と、これが平成28年度、29年度で解体工事を行うということで計上されているわけです。

それで、28年度は6,840万円計上していますけれども、解体工事の終了時期はいつごろに設定しているのか、わかればお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

解体の終了時期につきましては、平成29年の5月下旬から6月上旬にかけてを予定しております。

○川畑委員

それで、解体工事の終了後に新築工事にかかることになるのだらうと思うのですが、完成時期をいつごろに見ているのか、わかればお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

完成時期といいますか、予定としては解体が終わってからすぐに新築工事に入っていこうと考えておりまして、新築も平成29年度、30年度の2か年で予定してまして、完成としては30年を予定しております。

○川畑委員

そうしましたら、希望して入居できる時期というのは、その後の平成31年度になるのですか。

○（建設）建築住宅課長

今、委員がおっしゃられたように、平成31年度以降から入居ということを考えております。

○川畑委員

それで、どういう名称になるかわからないですけれども、今ある若竹3号棟の解体後に新たに建てられる構造物についてお聞きしますが、まず、建物の敷地の広さはどれくらいありますか。

○（建設）建築住宅課長

今、新しく設計に入るのですけれども、そちらの敷地面積としましては、2,187平方メートル程度と考えております。

○川畑委員

そうすると、建物は建蔽率とかいろいろあると思うのですけれども、どのような建物を、例えば何階建てを考えているのか、お聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

建物を建てる際には建蔽率ですとか、容積率など法的な縛りがありまして、この土地に対して、私たちが、今、想定しているのが、戸数にして45戸ぐらいを予定しております。今、45戸と言いましたけれども、その後に実際詳細な設計になって、実際若干の変動あるかもしれませんが、今は、45戸ぐらいで検討しているところです。

○川畑委員

45戸ぐらいと考えているということは何階建てになるのですか。今は、たしか7階くらいあると思うのですけれども、それと同じぐらいの高さになるのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

今の予定では8階で、今より1層分ぐらい乗った形でいけるかと考えております。

○川畑委員

そうすると、45戸ぐらいは何とか考えていきたいということですが、子育て世帯の住宅としての戸数だと、単身者向けの戸数の計画というのは、具体的に考えているのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

今、子育てということでお話がありましたが、私たちの今の考えでは、子育て世帯をメインに支援するような住棟も配置したいと考えております。

また、単身者用ということで、1LDKになるかと思いますが、そちらも過去のオタモイとかでもそうですけれども、なるべく1LDKを多く配置したいと考えております。

○川畑委員

単身者向けの1LDKを多くしたいとなると、半分ぐらいと考えているということでもいいのですか。

○（建設）建築住宅課長

できれば、委員がおっしゃられたように半分ぐらいは確保できたらと考えているところであります。

○川畑委員

この住宅の関係に関連して、最後の質問になりますが、例えば今、用途廃止になる市営住宅がありますが、例えば平成30年、31年には塩谷C住宅あるいはB住宅がそういう対象になっていくのだらうと思うのです。この時期と先ほど質問した時期と重なるような気がするのですが、この住み替え住宅の対象に含めて考えていいのかどうなのか、その辺の見解をお聞かせいただけますか。

○（建設）越智主幹

入居者につきましては、今のところ基本的には公募ということで考えているのですが、今後の建物の設計、そういったものとか、戸数、型別とか、そういったものがまだこれからということもありまして、そういったものも踏まえて、今後検討していきたいと考えております。

○川畑委員

そうしたら、住み替えの対象としては、まだ具体的には考えていないということでしょうか。

○（建設）越智主幹

現状では、まだ具体的な考えは持っておりません。

○川畑委員

その辺は、また具体的になりましたら、改めて質問させていただきたいと思います。

◎介護サービスの提供整備事業の交付金について

次に、補正予算の中で、介護サービス提供基盤等整備事業費交付金について質問させていただきます。

補正予算では介護療養型医療施設の特別養護老人ホームへの転換に当たって、施設の整備費用の一部を助成するとして、道補助金が1億8,798万円計上されているわけですが、このような道の補助制度について伺いたいのですが、この制度には、どのような種類があるのか、説明していただけますか。

○（医療保険）介護保険課長

まず、今回の補正予算となります介護療養型医療施設から転換して、特別養護老人ホームなどの施設を整備する事業を対象とする介護療養型医療施設転換整備支援事業があります。この際の転換とは新たに施設を整備する創設、既存の施設を取り壊して新たに施設を整備する改築、屋内改修で工事を伴う改修の3区分となっています。このほか、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業があります。

○川畑委員

今回の提案されている内容は、どの部分に該当されるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

今回の整備は介護療養型医療施設転換整備支援事業の改修であり、転換病床数1床当たり96万4,000円で算出された金額が上限となっているものであります。

○川畑委員

1床当たり96万4,000円というのは、それで1億8,798万円ということになるのだらうと思うのですが、これが限界の補助額なのでしょうか。

○(医療保険)介護保険課長

全体の整備費につきましては、直近で法人に確認しているところでは特別養護老人ホーム整備に係る整備費は約2億6,000万円と聞いております。

○川畑委員

その全体の中で1床当たり96万4,000円ということで、195床ということの計算になるのですか。それ以上のことではないのですね。

○(医療保険)介護保険課長

今、川畑委員がおっしゃったとおりでございます。

○川畑委員

それでは、交付予定先について伺います。対象交付予定先の施設は東小樽病院とあるわけですが、対象施設の東小樽病院の施設の現状についてお知らせください。

○(医療保険)介護保険課長

施設の現状につきまして、東小樽病院全体では介護療養型医療病床240床、医療療養病床75床の合計315床となっております。また、対象交付予定施設は東小樽病院であります。特別養護老人ホームの施設整備を行う法人は社会福祉法人小樽北勉会となっております。

○川畑委員

この東小樽病院をどのように改修するのか、その辺についてお聞かせください。

○(医療保険)介護保険課長

改修後につきましては、特別養護老人ホーム100床、医療療養病床120床の合計220床となっております。転換前と比べ、95床の減となります。

○川畑委員

95床減るのですね。

それで、東小樽病院が特養になることで、95床なくなると。そして、小樽市内には具体的に名前を言いますと、三ツ山病院が57床、それから本間内科医院が10床、野口病院が53床、常見医院で8床が介護療養病床になっているわけですが、東小樽病院の施設の改修によって95床減るということで、入院制限となるのではないかと心配するのですが、その辺についてはどうですか。

○(医療保険)介護保険課長

まず、東小樽病院の改修に伴う工事等により、使用できるベッド数が限られるため、一定の入院制限が行われていると聞いております。

○川畑委員

要するに、入院制限するということになるのですね。

それで、そうなった場合に、ほかの病院で受け入れるだとか、あるいはこの95床減による新たな入所先と申しますか、それはどのようになるのか、お聞かせください。

○(医療保険)介護保険課長

私が東小樽病院に確認したところ、6月1日時点での入院患者は256名で、その方たちについてお聞きしたところ、転換後の特養及び医療病床のほか、御本人の希望により他の介護老人保健施設、特養、その他医療施設への入院、入所を予定していると聞いております。

市としましても、東小樽病院に丁寧に責任を持った対応をお願いしているところでもあります。

○川畑委員

もう少し具体的に聞かせてくれませんか。

私は95床減ると思うのですが、今は具体的にどのようになっている、どうなるのか、具体的にもう少し聞かせてくれますか。

○（医療保険）介護保険課長

病床数としては95床減るのですが、実際に6月1日時点での入院患者というのは、315床に対して256名です。それで、今、256名の方に対して東小樽病院で責任を持った対応をということでお願いしているところでございます。

○委員長

それぞれが具体的に何床になるのかという説明をしてほしいという質問ですが。

○（医療保険）介護保険課長

256名の方に対して、まずは、転換後の東小樽病院の特養に100名、医療病棟に120名、残りの36名の方につきましては、その他市内、市外含めて老健、特養、その他医療施設へ入院、入所ということで今予定しているところであります。

○川畑委員

そうしたら、95床減っているけれども、丸々そういうことになっていかないのだという話なのですね。

それで、お聞きしたいのは、介護療養型医療施設に入院されていた人が特養に移ることもなるのですか。その場合に、患者の負担はどのように変わっていくことになるのですか。

○（医療保険）介護保険課長

入所者の負担についてですが、国で定めている介護報酬は介護療養型医療施設に比べ、特養のほうが低くなっておりますので、大方は負担が下がるものと考えております。

○川畑委員

特養に入ると、負担が若干低くなる見込みだということですね。

それで、これまで特養を増やすことになれば、介護保険料にはね返ってくると、そのように質問の中でも聞いているのですが、今回の変更では、その影響はどうなるのか、お聞かせいただけますか。

○（医療保険）介護保険課長

施設整備により保険給付費が増加する場合は、保険料にはね返ることになるものですが、今回はこれまで保険給付費に含まれていた介護療養型医療施設240床が特別養護老人ホーム100床に転換することとなります。その結果、床数でいきますと140床の減となりますことから、保険給付費は下がるもので、保険料上昇という影響はないものと考えております。

○川畑委員

要するに、今回の場合は保険料にはね返るわけではなく、影響はほとんどないということで捉えていいのですか。

○（医療保険）介護保険課長

保険料上昇という影響はほとんどなく、逆に保険給付費が下がる形になるかと見込んでおります。

○川畑委員

今回は、要するに、新たに建物を建てるわけではないからそういう高いものにならないと。今の病院の中で活用するからむしろ安くなる可能性がある、という答弁と捉えていいのですか。

○（医療保険）介護保険課長

はい、川畑委員のおっしゃるとおりと認識しております。

○川畑委員

療養病床をめぐっては、介護療養病床を2011年度末に全廃するとしていたのですが、廃止後の医療対応の不安などから、転換が進まない中で、廃止期限が6年間延長された。そういうことで、2017年度末に延長されたわけですが、平成29年度中に廃止されての国の政策なわけですから、市内の介護療養型医療施設は29年度でなくなるのかというところが心配されるのですが、その辺はどのようになりますか。

○（医療保険）介護保険課長

現行の制度では、介護療養型医療施設というものは平成29年度末をもって廃止することとなっているのですが、国では引き続き療養病床のあり方等に関する検討をされていると承知しております。6月に市内の介護療養型医療施設に今後の予定について市から照会した時点では、医療療養病床へ転換を予定しているのが2施設、未定と答えたのが2施設でありました。

○川畑委員

厚生労働省が推計した後志圏内の病床数について、2025年度に必要とされる病床数と、それから2014年7月の病床数を対比すると、医療需要は全体として2,836床が必要と推計されるという文書があります。

それで、国の方針は医療病床を削減する方向ですけれども、この後志圏域では2013年の3,121人から平成25年度では4,107人と986人の増加を見込んでいるわけです。この中で小樽市は高齢化の進む中でどんな介護施設に入所が可能になってくるのか、その辺をお聞かせいただけますか。

○（医療保険）介護保険課長

介護を必要とする方が入所、入居するところとしましては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設のほか、グループホーム、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設などがあります。

○川畑委員

もちろんその中には居宅介護ということも含まれるわけですね。

今、小樽市内でも特養の待機者が非常に多くて、入所を希望してもなかなか入居できないというのが現状だと思うのです。それで、委託利用となれば、今、小樽市内でももちろん、全国的にもそうですけれども、核家族化が進む中で、家族介護が可能な世帯も限られているというのが現状だと思うのです。こういった国の悪政から住民を守っていくというのが自治体の仕事だろうと思うのですが、小樽としてどのような対策を考えているのかお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

小樽市としましては、在宅生活を続けるための地域包括ケアシステムの構築を目指しているところでありますが、市としましては、全国市長会を通じて、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において当該システムの中核を担う医療、介護、予防、生活支援等における人材の確保、育成の推進を図ること、医療介護等関係機関の連携を促進するため、さらなる支援策を講じること、また、自治体によって状況が違うので、国は地方の実情を聞いて、事業の実施に格差が生じることのないよう、各種必要な財政措置を講じることなどを要望しているところであります。

また、制度として既に決まっているものもありますので、その中で本市では地域包括ケアシステムの構築に当たって小樽市医師会や関係機関と協力しながら進めているところであります。

○川畑委員

当然、小樽市でも国に財政支援を強く求めていってもらいたいと、市長も市長会等をお願いしているところだと思うのですが、もっと強力にお願いしなければ高齢化を迎える小樽市としても対応がしきれないだろうと思うので、ぜひこの辺、市長にも奮闘していただきたいと思います。最後に、市長、何かあればお聞かせください。

○市長

今、担当からお話がありましたけれども、地域の実情、地域包括ケアシステム、それに伴う会議等が行政、市も当然かかわりながら医師会等といろいろ連携し、今、まさに取り組んでいるところでございます。

やはり御指摘のように小樽市は高齢化率も上がってきて、これは小樽市だけではなく、後志管内全体を見ても、そのような部分がありますので、将来を見据えて、そして地域実情をしっかりと国にお伝えしながら、高齢者の方々はもちろんのこと、それを支えられている御家族の方も含めて安心できる環境をつくっていくことは大切だと私は認識をしているところでございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

(理事者入退室)

民主党に移します。

○佐々木委員

◎不登校児童生徒支援事業について

1 点目は、補正予算の中にあります不登校児童生徒支援事業について伺います。

不登校児童・生徒に対し、家庭訪問等を通じた学習支援、教育相談を行うために支援員 1 名を新たに配置することですけれども、この配置はどのような経緯で導入を計画されたのか、御説明をお願いいたします。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

平成28年1月28日に文部科学省から道教委を經由して、本事業について公募がございました。本市の不登校児童・生徒数は26年度で81名となっており、教育委員会としましては、一人でも多くの不登校児童・生徒に対して支援を行いたいという強い思いから応募しましたところ、道内では本市のほか苫小牧市、岩見沢市、石狩市の4地区が指定されたところでございます。

○佐々木委員

これまで不登校児童・生徒については支援等を行ってきたと思いますが、本市ではこれまで、どのように支援されてきたのか、御説明をお願いいたします。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

本市においては、平成6年度から適応指導教室を開設し、専任指導員2名とふれあい協力員1名で在籍校と連携を図りながら、入級を希望する児童・生徒に対して一人一人の状況に応じた学習や教育相談、体験活動などを行い、学校復帰に向けて児童・生徒の自立を促してまいりました。

○佐々木委員

それと今回の支援事業との違い、それから特徴についてお願いします。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

これまで適応指導教室に入級を希望する児童・生徒を受け入れ、支援をしてまいりましたが、今回の事業は支援員が家庭訪問などを通じて、学習支援員や教育相談などを行う訪問型の支援を実施することが大きな特徴となっております。

○佐々木委員

支援員が直接出かけていくという方法をとるといふことだと思っております。そこで、今まで適応指導教室で行ってきた支援目標と今回の支援目標に違いというのがあるのかどうかということをお聞きしたいのですけれども、今までやっている中ではやはり学校に復帰するということだとか、それから心の居場所を何とかつくってあげたいという

ことだとか、それから学校に来ていなくても、進学、就職の支援をするというような目標があると思うのですが、この辺についてはいかがでしょう。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

適応指導教室は、児童・生徒の自立を促し、学校への復帰を目指すことを目標としておりますが、不登校の要因や背景は多様であるため、本事業では児童・生徒一人一人に応じた効果的な学習や教育相談、情報提供などの対応を行いますので、結果として適応指導教室への通級や学校復帰につながればいいのですが、まずは少しでも児童・生徒や保護者の不安の解消につながることを目指して支援してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

その辺は本当に大事なところだと思います。その上で、先ほどアウトリーチの部分はお伺いしましたけれども、それ以外とか、そのことも含めて、具体的にどのような活動になるのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

現在、想定しているのは、支援員が各学校を訪問し、不登校児童・生徒一人一人がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか、状況把握を行います。そして、どのような支援ができるのか、学校と協議した上で、家庭訪問などを通じて児童・生徒や保護者と面談を行ったり、学習支援を行ったりします。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

これによって適応指導教室の指導支援以上のどのような効果が期待できるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

これまでは学校に足が向かない児童・生徒については、当該校の教員が支援を行ってまいりましたが、やはり学校だけでは限界があるため、引きこもりがちな児童・生徒や悩みを抱える保護者に対して、専門的な知識や経験を持つ支援員が中心となって、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とチームとなって訪問型の支援を行うことで、一人でも多くの児童・生徒が適応指導教室への通級や学校復帰など次のステップに目を向けることができるよう期待しております。

○佐々木委員

その次のステップにというところが、その余裕が今まで学校現場でもなかなかないというのが正直なところだと思います。不登校といっても、本当にさまざまな原因がありました。それから、例えば担任の教員を見ても、例えば一人の子供に対してだと、まだやれる部分もあるのですが、現状では不登校の子供がクラスに複数いる場合もあって、それがそれぞれまた違う原因を抱えているという現状もあります。

そういう中では、非常にこういう活動が有効に働く場合も出てくるでしょうし、家族の皆さんも実際に相談する場がやはり学校に行かなければならないという大変だったりもしますけれども、こうやって実際に来てくださった中で話をするという部分は、助かる部分もあるのかなと思います。

そこで、先ほどありましたけれども、その支援員に求められている専門的スキルとか経験、資格や知識というものは例えばどういうものがありますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

支援員の主な業務は、学習支援や教育相談などの訪問型の支援ですので、教員免許を所有し、教育相談業務にも従事したことのある方を想定しておりますが、学校や関係機関と連携を図って活動することになりますので、そのような調整力を持った方に支援員を担っていただきたいと考えております。

○佐々木委員

なかなか難しい人材だと思うのですが、実際にはどのような方を想定されているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

議決後、公募する予定であります。先ほど申し上げたような教員免許を所有し、学習指導や教育相談などの専門的な技能やまた経験が豊富な方を採用したいと考えております。

○佐々木委員

その支援員の方の採用された場合の身分や勤務対応についてはどうなりますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

支援員は臨時職員として任用し、市役所職員と同様の勤務時間を考えておりますが、家庭訪問が勤務時間外になることも想定し、時間外手当も予算に計上しております。

○佐々木委員

細かいこととなりますけれども、こういう場合の訪問のための交通手段とかもどうなるのでしょうか、交通費なども事業費に含まれているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

基本的には公用車を使用いたしますが、公共交通機関を利用する場合も想定し、各学校への訪問や家庭訪問のための交通費も事業費の中に含まれております。

○佐々木委員

各家庭に入っただけの支援という形は今までにない形になりますけれども、その点やそれ以外にもこれまでの適応指導教室の支援に比べて、特に配慮したり、注意すべき点はありますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

今回のような訪問型の支援では、外出することも難しい引きこもりがちな児童・生徒も想定されますので、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また、福祉医療関係などの関係機関と連携を図りながら、対応することはもとより、まずは一人一人の状況を的確に把握し、その子に応じた適切な支援をしていくことに、特に配慮してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

今回、本市では一名採用ということですが、何名の児童・生徒を担当することになるのか、想定数はありますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

4月当初の状況で申し上げますと、不登校児童・生徒数から適応指導教室へ通級している児童・生徒数を差し引くと、対象はおよそ35名程度で、全ての家庭を訪問することは少々難しいとは考えておりますが、一人でも多くの児童・生徒への支援をしてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

思ったよりも多い人数、35人をこの1人が全部回られると、きっと希望しない御家庭もあるとは思いますが、やはり最初の年でなかなか難しいものもあると思いますが、できるだけ頑張っていただきたいと思っております。

ところで、適応指導教室に通えば、学校では出席日数、出席の扱いになります。この場合の家に来ていただいたという場合は出欠の扱いというのはどうなりますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

文部科学省の通知によりますと、出席扱いとなるのは学校外の公的機関や民間施設において相談指導を受けている場合となっておりますので、本事業での支援は出席扱いにはなりません。今後、本モデル事業の効果が検証され、国において検討されるであろうと考えております。

○佐々木委員

卒業段階では、この出欠日数というのは意外と大事になりますので、次のステップに対して、ぜひその辺のとこ

ろは御検討をお願いします。

それから、これはモデル事業とのことですが、このモデル事業の期間は何年なのか、お聞かせください。

というのは、モデル事業が終わりましたといった段階で支援を切って、はい、おしまいというふうに担当の子供を途中で放り出してしまうということにはならないと思うのです。ですから、事業としてのこの継続性が非常に必要だと思うのですが、その辺のところはどのような御配慮がありますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

本事業は単年度ですが、道教委の情報によりますと、文部科学省から 8 月ころには本事業の継続について方針が出されると聞いておりますが、いずれにしましても、不登校の状況は大変重要な課題と押さえておりますので、本市の児童・生徒のために何らかの形で事業は継続してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

ぜひ、そのところはすぐ終わらないで継続の形を、よろしく願いいたします。

それから、市教委としてこれからこの不登校児童・生徒の支援策について、どのような展望をお持ちなのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

教育委員会としましては、一人でも多くの不登校の児童・生徒を支援してまいりたいと考えておりますので、今回実施する事業を機に、現在、教育委員会内に設置している適応指導教室における指導ですとか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めた教育相談の全体の体制を見直すなどして、より効果的な支援体制を目指してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

体制を見直していくということで、一言お話しさせていただきたいのですが、全国的にこの適応指導教室という名称は教育支援センターという名前と併用されているのです。この本市の適応指導教室の実際の事業内容を、今、お話のあったことをお聞きしていきますと、教育支援センターという名前のほうがふさわしいのではないかと感じています。実際、市教委も指導室から学校教育支援室に名称変更してもらっちゃいますし、今回のこの体制をいろいろ考えていく機会がちょうど名称変更のいい機会ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室長

教育委員会といたしましては、やはり本事業を不登校となっている児童・生徒及び困り感を持っている保護者と、そういう方々への支援、それを今まで以上に充実させたいという思いから、本事業の導入を決定したところでございます。

今後においても、道内には成果を上げている都市もございますので、そんな都市を視察、また、研究するなどしまして、現在、設置されている適応指導教室の名称及び教育相談体制のあり方も含めまして、総合的に今後改善、それに向けて進めてまいりたいと、そうすることで子供たちや保護者にとってより充実した支援体制となるように進めてまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

名称変更もその中で進めていくということでいいですね。

非常に今お話をお聞きしていて、これにかかわっている保護者の皆さんを初め教員の方、関係者の皆さん、そして、何よりもやはり子供本人にとって有意義な方法、モデル事業になっていただきたいなと思いますので、市教委の皆さんのこれからの御努力もよろしく願いしたいと思います。

◎合同墓について

次に、合同墓について伺います。

平成24年に小樽市合同墓が緑5丁目の中央墓地内に完成して4年がたっています。まずはそのときの設置目的、

使用について概要の説明をお願いいたします。

○（生活環境）戸籍住民課長

合同墓の設置の目的、施設の概要等でございますが、まず、目的につきましては、少子高齢化や核家族化などにより、墓の継承や維持、管理が困難である方や、身寄りのない方、経済的な理由により墓の建立、寺院等への納骨ができない方などが自宅でお骨を保管しなければならない、そういった状況を解消するとともに、安心して暮らせるようにすることを目的としております。

続きまして、施設の概要でございます。これにつきましては、建設につきましては、中央墓地内でございます。面積につきましては、70平方メートルとなっております。そのうち石碑等の面積などにつきましては、約20平方メートルとなっております。納骨室がございますが、これは12立方メートル、収容可能数が約3,000体でございます。

供用開始につきましては、平成24年10月23日となっております。当時の建設費でございますが、665万7,000円でございます。納骨期間でございますが、これにつきましては、おおむね4月下旬から11月までとなっております。納骨日等、これにつきましては、友引を除く毎週金曜日の午前10時から12時30分までとなっております。

使用料につきましては、1体当たり5,000円でございます。

それと合わせまして、利用条件でございますが、これについては2点ほど決めてございます。小樽市に居住し、埋葬する焼骨、これは火葬したお骨のことでございますが、これを持つ方、それと小樽市に居住したことがある故人の焼骨を合同墓に埋葬する方となっております。

なお、市営墓地の利用者につきましては、墓地におさめられている焼骨を合同墓に改葬いたしまして、その墓地を返還する。そういったことが条件となっております。

○佐々木委員

合同墓は非常に需要があるというふう聞いております。先進事例としても全国からも非常に注目をされて、各自治体の議会からの視察も多いと伺っております。特に、その反応ということで視察の目的とか理由とか、見たほかの自治体の議員たちの反応とかというのが、もしあればお知らせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

視察の目的、理由、反応などについてでございますけれども、これまで行政機関の視察、これにつきましては3件ございました。議員の視察については2件ございました。

（「そんなもんですか」と呼ぶ者あり）

視察時のやりとりにつきましては、詳細な記録がございませんので、反応等につきましては定かではございませんが、まず行政機関の視察につきましては、視察者が合葬施設の建設を計画している中で、本市の施設をごらんいただきまして、設置までの経過、それと施設概要、これについての説明を聞いた上で施設建設に向けての参考としたものでございます。

○佐々木委員

もっとあるように聞いていたのですが、その程度なのですね。

他市の様子を見ますと、ネットや何かでもかなり小樽のやり方を参考にしつつつくられたところも多いと出ているようです。

それから、これも参考のために聞かせていただきたいのですが、先ほどの話では冬の間はおさめられないとか時間に制限があるとかということもありましたけれども、市民の皆さんからの問い合わせとか感想や要望などはあるでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

市民からの問い合わせ等でありますが、合同墓を利用する申請時には当課の担当職員が面談の上、申請書を受け付けいたします。その際に、申請されたほとんどの方がお墓の将来の管理に不安を抱えているという方でございます。

す。それで、合同墓に埋葬ができて、安心したとか、気持ちが落ちついた、そういったことを話として伺っているところでございます。

また、本施設に対する要望といたしましては、あずまやのような日よけ、雨よけ、そういった施設を備えてほしいという要望が寄せられております。

○佐々木委員

この合同墓の存在というのは、やはりなかなか厳しい今の社会情勢、社会状況に沿うために、今、管理に不安を持っておられた方もいらっしゃるということであると思うのですが、一方で、それだけの需要があるという中で、市が想定していたよりも早くいっぱいになってしまうというような事態も考えられるのではないかと思います。もしそうなって、いっぱいになってしまったので、使えなくなるというようなことになってしまうと、それこそ予定していた家族等も困ることになるのではないかと思います。この思いで聞かせていただきたいのですが、当初の利用数の想定というのは、どのように設定されておりましたか。

○（生活環境）戸籍住民課長

当初の利用数の想定でございますが、先ほどの施設概要でも申し上げましたが、合同墓の収容可能数、これにつきましては3,000体となっております。建設時の計画としましては、年間60体程度の受け入れを想定しておりましたので、50年は受け入れることができると考えてございました。

○佐々木委員

そこで、利用の推移はどのようになっているのか、お知らせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

平成24年度、最初の年でございますが、これにつきましては、146体の受け入れをしております。平成25年度につきましては298体、平成26年度につきましては264体でございます。昨年度平成27年度につきましては307体、平成28年度、これは昨日6月29日現在でございますが、99体の受け入れとなっております。

○佐々木委員

今をお聞きすると年平均で大体300体、若干削れるところもありますけれども、年間60体で想定して50年と見ていたわけですが、この調子でいくと、3,000体分ですから、10年でいっぱいになるということになれば、今はもう4年、5年たっているの、あと数年でいっぱいになってしまうということになります。

これからの状況を考えると、これより数がふえていくことはあっても、年間の数が減っていくということはないのではないかと考えられるのですが、やはりこの背景にはいろいろな状況があると思います。私はそう考えるのですが、本市の分析として、今後の想定というのは、今、私のいった想定と比べてどうでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

市民のためのお墓を管理するための費用、それからお墓をつくれない経済的な事情がある方、また、少子化や核家族化など社会情勢の変化によりまして、子や孫によりお墓の継承ができない方、さらには本市の特徴といたしましては、墓地が急斜面にあるため、高齢者にとってはお墓参りや維持・管理ができない、そういった方がふえている、そういった事情があるようでございます。

今後ともこういった社会構成の状況が大きく変わらない限り、お墓を持たないで寺院等の納骨堂を利用される方や合葬施設である合同墓、これらを利用される方はいるものと考えております。

○佐々木委員

このままで行くと予定埋葬体数をいつ超えるのかということについては、どのように想定されておられますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

今年度も含めまして、毎年300体のお骨を受け入れたと想定した場合、6年後の平成34年度には最大収容数の3,000体になるものと考えております。

○佐々木委員

最後にお聞きしますが、その収容規模を超えた場合の何らかの対応とか計画、展望を持っているのかどうかということ、それから、今日的な社会情勢の中、合同墓の必要性というのは非常に増していると思うのですが、新たな場所の確保等、やはりその展望を持って今から検討しておいたほうがいいと思うのですが、含めてお答えください。

○（生活環境）戸籍住民課長

合同墓の今後の計画等につきましての質問でございますが、現状では次の対策についてまだ検討に至っていないという状況でございます。

しかし、少子高齢化社会によって亡くなる方の例えば子供に迷惑をかけたくないなど、お墓に対する価値観、こういったものが変化していると思われます。今後、合同墓にお骨をおさめる希望者がふえていくことが当然考えられておりますので、次年度以降におきまして市民の需要等それを見極めながら、新たな施設の計画の検討など取り組みを進める必要があるものと考えております。

○委員長

民主党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

（理事者入退室）

新風小樽に移します。

○高橋（龍）委員

◎除排雪について

では、これまでいろいろと議論がなされてきましたが、私からも、まず除排雪についてお伺いいたします。

今、今年度ですとか、昨年度のことに関しての議論されているところですが、私からはまず今年度だけではなくて、それ以降の除排雪の方向性というものを、例えばガタガタ路面の解消といった状態の話ではなくて、具体的なアプローチ論というものをどのように進めるかということをお伺いできますか。

○（建設）雪対策課長

除排雪の方向性でございますが、昨年度実施しましたガタガタ路面の解消や第2種路線の出動基準の見直しを今年度以降も実施するとともに、さらに除雪の改善につきまして、できることがないか考えてまいりたいと思います。

○高橋（龍）委員

では、今のところ具体的なものというのは、まだお示しいただけない状態なのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

昨年度も行われましたが、雪堆積場の確保、さらなる確保に向けて今考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

では、次にJVのことをお伺いいたします。

今年度のJVに関するスケジュールについて、今回の議会議論の中、委員会等の中でもできるだけ早くというふうに御答弁の中で使われていましたけれども、できるだけ早くという言葉を一般的に使う場合は、喫緊にリミットが迫っている場合、もしくはもう既にリミットが過ぎている場合によく使われると私は認識しているのですが、昨年度に関しては、明らかに遅延が生じていて比較にならないとは考えているので、昨年度以前と比較して進捗はどうか、JVについて今やらなければならないことというのは何なのかをお聞かせいただけますか。

○（建設）雪対策課長

JV等の入札参加要件のことでございますが、昨年度ですが、小樽市共同企業体除雪業務の入札等参加申請に係

る説明会というものを実施しておりまして、その説明会では入札要件等をお示ししております。おおむね昨年度を目安に作業を進めており、昨年度に関しましては 8 月 28 日、一昨年度に関しても 8 月 28 日、さらに平成 25 年度に関しましては、8 月 29 日という形で、大体同じ時期に実施しておりますので、これを目安に、今、作業を進めているところでございます。

○高橋（龍）委員

では、ここで市長にお伺いいたします。

J V の構成員の要件について何を一番重要視しているのか、お聞かせいただけますか。

答弁の中では幾つか繰り返されるワードがありますけれども、例えばきめ細やかな除排雪のためなのか、業者育成のためなのか、私の感覚ですが、そもそも会社の数が多ければいいというふうに思っているようにも聞こえるのですけれども、いかがですか。

○市長

昨年度においての 4 社構成でというお話の中では、今、お話しされたことも含めて考えた結果ではございます。今年度においては、平成 27 年度という除排雪を一度経験しているというか、取り組んでおりますので、そこにおいて起きている課題であったりとか、また、より効率的にどう行うのか、やはりそのことを視点に、目的に決められるべきものだと私は考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

では、まだ何社にするかというのは、市長御自身というか、原課ともすり合わせがあるかとは思いますが、そこに関してはまだ決まっていないという考えでよろしいでしょうか。

また、業者からのヒアリングに際して、4 社以上にした場合に、採算割れの可能性があることや、3 社で間に合うといった声が聞かれたと伺っていますけれども、それを受けて市長はどう感じていますか。二つ、お答えいただけますか。

○建設部安田副参事

採算割れについて、どのように考えていくのかという御質問かと思っておりますけれども、さきに雪対策課長から説明しました昨年度行いました、ガタガタ路面の解消と第 2 種路線の基準の見直しということで、実質的には第 2 種路線での除雪の回数がふえたという御理解でよろしいかと思っておりますけれども、そのガタガタ路面の解消のための作業がふえた、第 2 種路線で出勤基準が変わったので、作業量がふえたということで、全体の仕事量がふえているということも勘案しまして、また、新たな部分も現在検討しておりますので、業務量としては増加の傾向にあると御理解いただけるでしょうか。

○委員長

何社か決まっていないということでいいのでしょうかという質問もあったのですが。

○建設部安田副参事

除雪を行っていない道路除雪で登録されている業者とのヒアリングはこれからになりますので、その実態といたしますか、意向調査、また、どのぐらいの機械力と申しませうか、機動力と申しませうか、そういうものの調査が終わってから、その判断をしてみたいと思います。

○委員長

今のでもいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

市長ありますか。

○市長

まだ確定されていないということでございます。

○委員長

採算割れだとか間に合うのか、間に合うという意見があるのだけれども、それについてどう考えているのかということについて。

(「それは先ほど」と呼ぶ者あり)

(「同様の考え」と呼ぶ者あり)

○委員長

同様のお考えだということです。

○高橋(龍)委員

例えば、将来的な除排雪体制をよくするための育成というふうにも市長はおっしゃっていたので、例えばそういう育成のためであれば、JVに組み込む以外に育成の方法というのは考えられないのでしょうか。

○建設部安田副参事

路線の除雪というのは、なかなか難しいものでございまして、ノウハウはほかの業務で培われるというものではございません。あくまでもJVの中に参加していただきまして、その中でノウハウを継承していただいて、育成という形になればよろしいかと考えております。

○高橋(龍)委員

難しいというお答えでした。

次ですけれども、昨年の第4回定例会において、私が代表質問をさせていただいたときに、きめ細やかな除排雪とはということをお伺いいたしました。そのときに市長は、例えば置き雪対策ですとかという御答弁をされたのですけれども、その後の予算特別委員会の中で置き雪対策のことを昨年度の仕様書には書かれていないという旨をお伺いしたのですが、市長のその後の御答弁として来年以降の話だという、少々後づけともとれるようなお答えだったのです。そこで改めてお伺いしますけれども、置き雪に関しては、今年度はどうしますか。

○(建設)雪対策課長

置き雪対策につきましては、今後の除排雪計画の策定の中で、検討を進めてまいりたいと考えております。

○高橋(龍)委員

では、それも、まだ決まっていないということでよろしいでしょうか。

○(建設)雪対策課長

現時点では決まっておりませんので、検討を進めてまいりたいと考えております。

○高橋(龍)委員

では、少し違う方面でと言うか、昨年の第4回定例会の中で除雪のICT化に関してお伺いしましたが、昨年度の除雪においてGPSの実証実験を行ったと聞いておりますけれども、その内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○(建設)雪対策課長

昨年度ですが、札幌市の民間業者から除雪管理システムのデモンストレーションの申し出がございまして、本市の除雪車1台で実施しております。

具体的には、除雪車にGPS付きのスマートフォンを搭載し、位置情報をサーバに記録するもので、除雪後に除雪車の軌跡であったり、除雪車の作業時間、作業距離などを確認することができるものでございました。

○高橋(龍)委員

昨年の代表質問の中でICT化の提言をさせていただきまして、今後いろいろ考えていきますというお言葉をいただいて、もう昨年度からやっているではないですかというところではあるのですが、次に進みます。

では、人事の件に関してお伺いしたいのですけれども、雪対策課については、昨年度、市長の公約実現に向けて

肝いりでこ入れしたといっても過言ではない部署ですけれども、なぜ、今年度、昨年度の検証前に重要ポストの方々が異動になったのかということをお話いただけますか。適材適所ではなかったのでしょうか。

○市長

恐縮ですが、個々の事情においては申し上げられませんが、やはり御指摘の部分だけではなくて、トータルとして職務環境、さらに業務効率の向上等のさまざまな視点で配慮させていただいた結果であると考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

なかなか理解に苦しむ部分ではありますけれども、もしかすると、市長との関係性というのもトータルの要因に入っているのかもしれないので、わかりました。

例えば J V の要件の中にも地域に精通したという言葉が入っている中で、当然に市の側にも現場感覚が必要とされる中で、雪対策課においても、昨年度のデータだけがあれば検証できるというものではないと私は思っているのですよね。だから、引き継ぎといった部分も昨年度のことがわかっていないとか、昨年度のことをよくわかっている方が異動されたことに関して、原課の側では戸惑いとか不都合といったものは生まれていないのでしょうか。

○建設部安田副参事

私からコメントしていいものかどうか、少しあれなのですけれども、私自身は市役所に入りまして、すぐに除雪の担当の係員として業務につきました。その後、雪対策係長というポジションを経験していますし、雪については 4 回目のポジションになります。また、雪対策課長につきましても、雪対策課主査から昇任した者ですので、そういう面では昨年の実績等も踏まえてございますので、そういうデータ整理、また、ノウハウの部分ではある程度大丈夫かと思っております。

○高橋（龍）委員

苦しい答弁をさせてしまいまして、申しわけありません。

昨年度のデータの検証につきまして、まだ検証中と伺っていますけれども、その進捗がどの程度なのかお示しただけですか。

例えば 9 割方終わっていますとか、まだ 1 割しか終わっていませんとか、その辺の具体的な進みぐあいをお聞かせください。

○建設部安田副参事

検証についての進捗状況を踏まえてのお話かと思えます。例えば、作業に当たりまして、積算するに当たりまして、1 キロメートル当たりの単価を毎年検証しております。この部分につきましては、かなり広範囲の部分でのデータ整理が必要となっております。これにつきましては、昨年度のデータ、除雪、排雪、砂まき、それから雪捨場と、雪処理場という部分、それに市民の声という形で市民から直接寄せられている言葉も含めまして、この辺の実績については、ある程度数値的な処理につきましては終えているというところでございます。

今後、その数値をもとに、平成28年度に向けての目標の数字、また、ほかの道路管理者であります国、道、それから札幌市とも提携しておりますので、そういう部分の数字の比較などを今後行っていきまして、平成28年度に向けての数字の整理を行ってまいりたいと思っています。

また、先ほど申し上げた市民の声につきましては、ほかの機関にも少しノウハウですとか、その方法について教えていただきながら検討を今後していきながら、今年度の冬に生かしていきたいと思っております。何%かということでは、申しわけございません。量的に出てくるものでもございませんので、道半ばということで50%程度ということでもよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○高橋（龍）委員

この除雪の件に関して、もう少しもろもろ具体的なお答えがいただけるかなと思ったのですが、仕方ないかなとも思っています。

何が言いたいかというと、先ほどお伺いしたときに、例えば J V を 4 社以上にしたときに、これから業務量がふえるというなお話もいただきました。J V に多く仕事を課すということというのは、今まで余り出てこなかったのかなと思っています。そうなったら採算割れや例えば 3 社で十分という話でも今後なくなってくる可能性はあるということですね。その分、予算というのも当然ふえるということになってしまうのですけれども、その辺のお答えというのは今まで市長の口から余りお伺いできなかつたように思えます。これまでなぜ 4 社以上にこだわるのかという質問が各会派から何度もありましたが、きめ細やかな除排雪というお決まりのせりふで答えになられていました。私は、議会の一員として、ほかの皆さんの質問した時間をもったいないと思い、抽象的な言葉でしかおっしゃっていただけないのであれば、突っ込まれるということを少しわかっていただきたいというところで、同じような言葉しかないのであれば、もっと考えているのだったら、今後、議会に対しても、また、除雪に当たる業者に対しても拙速な決定をせず、丁寧な説明を心がけていただきたいと思うのです。市長にはそれを明言していただきたいと思いますけれども、力強くお願いします。

○建設部安田副参事

今、御指摘がありましたように数値的な解析が十分でないという御指摘もございましたし、今後の部分に向けて方針をとということでございますけれども、除雪に対しては、一般的にもなかなかわかりづらいという部分がございますし、積算が最終的には追いついていない、検証が追いついていないという部分がありますので、その中である程度決まる前にお話をするというのもまだできないという部分も少し御理解をいただきまして、現状のようなお答えをしているところが本音のところでございます。

○市長

昨日も質問の中でお話ししましたけれども、小樽には毎年冬というのは必ず来ますので、その除排雪に伴うことにおいては、やはり年々改善されていくべきものだと私は考えているところでございます。

その中で、公約に伴う範囲においては、数値も表現も含めてお伝えしやすかったところではございますが、それ以外の細かい部分においては、御指摘のとおり見えていなかったり、お伝えできていない部分もあるのかなと思っております。

昨日もお話ししましたとおり、議論をやはり積み重ねて制度設計されるものだと思っておりますので、それには今、分析をしている課題等も含めて、皆様にしっかり説明をした上でなければできないと思っております。

今、先ほど道半ばというお話がありましたけれども、今、それをまさにやっているところでございますので、その内容がしっかり整理されて皆様にお示しをさせていただいた上で、議論を重ねてそのような制度設計に結びつけていきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

私は決まる前のことを無理に言いなさいと言っているわけではなくて、議会に対して言葉足らずで議会軽視と言われるのも仕方ないのかなと思う節もあるのです。ですので、今後は、本当にできる限り丁寧に説明をしていただいて、今の状態だと一つ質問をして、0.5 ぐらい返ってくるという印象なのです。ですから、一つ質問をしたら、5 ぐらい返ってくるような御答弁を今後望みたいと思っております。よろしくお願いします。

◎つじ立ちについて

次に、つじ立ちのことをお伺いします。

市長がつじ立ちをしている中で、除排雪に関する声を聞いたというお話がありましたけれども、どういう声が挙がっていたのか、改めて具体的な御意見をお聞かせいただけますか。

○市長

さまざまですけれども、あくまで今思い出せる範囲であります。私自身は声をかけてくれるという方は、きっと私の取り組みについていろいろと気にされている方だと思いますので、やはり特に今回は、除雪の出動基準を変えたりとか、ガタガタ路面を解消するための予算も皆様につけていただいたということもあって、それに伴うその除雪の改善の予算についてのお話が一番多かったような感じに見受けられると思います。

○高橋（龍）委員

そうですね。具体的な部分をもう少しお答えいただきたかったのですが、例えばどのくらいの人数から御意見を聞いて、こういう御意見が何割ぐらいとか、市長御自身としてのまとめみたいなものはされていないということですか。

○市長

恐縮ですが、集計をしたことはございません。

○高橋（龍）委員

市長は、公務でつじ立ちをしているとおっしゃった以上、いただく声の記録というのはなるべくとっておくことが重要だと思います。そうでなければ、感覚的でしかないので、人間ですから、先ほどおっしゃったように、好意的な部分を強く記憶しているということにもなるのかなとも思うのです。今後つじ立ちされるのであれば、録音というのは難しいかと思うので、例えばメモとかをとってはいかがでしょうか。

○市長

公務の範囲の中に、私自身も公選として選ばれたお役目ということもあって、政務を含めて公務の範囲ですということ、私としても取り組ませていただいているとお伝えはさせていただいたところではありますが、恐縮ですが、つじ立ちには、職員などを同行させたりとかしたことは一度もございません。私自身、現行においてつじ立ちの中で、今までメモとか、余りポケットに入れたりしたことがございませんので、先ほどもお話ししましたが、集計をしたことはありませんけれども、そのときに気になるような言葉においては、メモ等を残していかなければならないというのは、今御指摘をいただき、感じたところでございますので、そういうことも少し意識して取り組んでいこうかと思っております。

○高橋（龍）委員

前向きな御答弁をいただきましたが、そもそもつじ立ちというのは、目的として市民の声を聞くというふうに御答弁されていた部分もありますので、その視点で私も質問させていただきましたけれども、通常、つじ立ちというのは、立っている側が発信をする場だと思うのです。その見方をした場合に、市長は基本的にはアウトプット側だと思うのです。私は、つじ立ちをしてはいけないという話ではなくて、声を聞くという意味合いでは、そもそも方法論が違うのではないかなと感じているところもありまして、市民の声を聞くということで、市長はつじ立ちにこだわっている部分もありましたけれども、今まで記録もとっていないところだったりとか、場所も公表しないというゲリラ的なやり方で、実質発信のほうが多いというところであると、市長は先ほど政治活動、政務も含めての公務とおっしゃいましたけれども、政治活動の意味合いが少し強まってしまっているのではないかなと思うのですが、その辺の御見解、政務も含めて公務ということの真意をお伺いできればと思いますが、いかがですか。

（「真意」と呼ぶ者あり）

○市長

つじ立ちにおける考え方を高橋龍委員はそのように考えられているのかもしれませんが、つじ立ちにおける目的だったり考え方、スタンスというのは、それぞれだと思っております。今、お話しされたことに対して必ずしも決まっているものではないと思っておりますので、今の真意ということにおける答弁に重なるかどうかわかりませんが、私自身は、市民の皆様の声だったり反応であったりとか、やはりそういうことを一番の目的

としているところではございます。時には、当然政治家ですから、発信ということももちろんありますけれども、でも私自身は、やはり声を大切にしたいという市民の皆様には身近にいる市長であるということも示しながら、取り組んでいきたいという思いから続けているところではございます。

○高橋（龍）委員

若干答弁がかみ合っていない部分もありますが、まずわかりました。

これから市長と語る会みたいな場を設けるといってお話も伺っているので、公務ということであれば、きちんと皆さんの声を聞ける体制をつくっていただきたいと思っておりますので、そこは私の要望としてお聞きいただければと思います。

◎小樽市総合戦略について

次に、小樽市総合戦略に関して伺います。

人口ビジョンについて伺いたいのですけれども、本市では人口対策会議を設けていますが、まず、平成28年度の今後のスケジュール感とその検討事項をお示してください。

○（総務）企画政策室富樫主幹

ただいま御質問のございました小樽市人口対策会議につきましては、昨年度の委員、アドバイザーを中心としまして、新たに市民公募委員を2名、小樽商科大学の学生1名を加えた19名で構成する予定であります。

年に3回程度、本年中は7月、10月を予定しております、来年は1月もしくは2月というようなスケジュール感で進めていく予定であります。本年中ににつきましては、総合戦略の関連事業の進捗状況や、あるいはKPIの妥当性などについてチェックをいただくほか、新年度に向けた新たな人口対策関連事業のアイデアというか、こういったものについて御意見をいただきながら、次年度以降の事業実施に向けた検討をしてみたいと考えております。

来年1月には、これから総合計画のアンケートと連動して、総合戦略の市民幸福度の調査も行う予定でありますので、この集約が行われた結果を見て、市民幸福度の暫定値を取りまとめて幸福度指標の見直しを行いながら、年度内に総合戦略を見直す、そういったスケジュールで進めていく予定であります。

○高橋（龍）委員

人口対策というと、人口減少に歯どめをかけるという対策はもちろん必要ですけれども、逆に人口が減ったときのことというのは、どこまで想定されているのでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

人口が減ったときのことということで、インフラ関連事業と、ソフト関連事業と二つに分けて説明させていただきたいと思っております。

例えば住宅マスタープランであったり、公共施設総合管理計画など、公共施設などインフラ絡みについては、将来人口が当然減少することを想定しながら計画等を策定中あるいは策定済みのところでございます。

ソフト事業につきましては、経済社会情勢の変更、変化等も想定されるものですから、その時々でやはり効果的な事業というものを考えていかなければならないと思っております。人口を減らさないための対策ということと、人口が減ったときの対策というようなおっしゃられ方をされましたけれども、私どもは、現時点ではそこについてはそこまで明確な線引きをしていないというところではございます。人口対策は抜本的な対策がないもので、単独の事業の効果を持ってなかなか上げられないものですから、関連事業のやはりパッケージ化で総体としての効果を期待していきたいと考えております。

本市においては若年層の人口流出とか札幌市への転出というのは、課題だと考えておりますので、若年者雇用の推進であったり、促進とか、若者の定住促進であったり、子育て支援、教育環境の充実であったり、あるいは銭函地域の基盤整備など、さらなる官民連携、政策間連携を行いながら、人口対策に当たってまいりたいと考えており

ます。

○高橋（龍）委員

総合戦略とかは中・長期的な計画の部分に当たるのかなと思うのですが、例えば国立社会保障・人口問題研究所の推計では2040年には本市の人口が約7万4,000人にまで減少するということと言われていますけれども、そのときの市の状況がどのようになるのか、そのとき想定される問題点及び対応策というのは考えているのかどうかお示してください。

また、それに伴って市長のビジョンというのもお願いします。

○（総務）企画政策室富樫主幹

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年時点の小樽市の人口というのは7万3,841人、ゼロ歳から14歳の年少人口がそのうち5,251人、7.1%、15歳から64歳の生産年齢人口、これが3万5,077人、47.5%、65歳以上の老年人口は3万3,512人、45.4%となっております。また、日本創成会議の推計でございますが、2040年時点の小樽市の人口としましては、6万6,696人、ゼロから14歳の年少人口は4,472人、6.7%になります。15歳から64歳の生産年齢人口、これが3万580人、45.8%になります。老年人口は3万1,644人、47.4%となっております。

いずれにしましても、少子高齢化が一層進むというような見込みでございまして、人口減少により地域経済も縮小する一方で、国の社会保障制度改革などにより、今後も社会保障費等の増加が想定されているところでございます。人口減少等による税収減もやはり見込まれる中で、老朽化した公共施設等の維持、更新にも対応していかなければならないという課題もございます。そういったことから、当面はさらなる行財政改革の効率化を図っていく一方で、その時々々のやはり経済社会情勢に対応した対策を講じていく必要があると考えております。

（「ビジョンについて」と呼ぶ者あり）

○市長

今、お聞きしていたのは、人口減がそこまで落ち込んだときに対してのビジョンというような表現だったように思いますけれども、人口減少がそのように続くこと、また、そのようになったときに対してのリスクは真剣に考えなければならないと思いますけれども、ビジョンを示すというのは、これから高めていくために表現するものであると思っておりますので、人口がそこまで落ち込むことに対してのビジョンというのは私は持ち得ておりません。

私は、公約の中で、住みよいまち、人に優しいまちということでお話をさせていただきましたけれども、その思いも含めて人口対策会議等に伝えさせていただき、このたびの総合戦略がつくられているものですから、現在においてこの人口減に歯どめをかけるためのビジョンとしては、「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」、このように私自身は認識をしているので、多くの方々にそれをお伝えさせていただいているところでございます。

○高橋（龍）委員

では、市長としては将来を見据えた経済政策に関してどういったものを考えていますか。そのアプローチ方法と期待される効果をお示してください。

○市長

それは、この人口減少にという、この総合戦略ということでよろしかったですか。

（「いや、もっと将来的に経済政策全般として」と呼ぶ者あり）

私自身は、総合戦略の件でこのたび御質問されていると思っておりますので、総合戦略、特にこの人口減少に歯どめをかけていくための経済政策という考え方でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

やはり、今、人口減少は、小樽市のみならず、北海道、日本全体として大変喫緊の課題になってきていると感じているところでございます。

その中で、この人口減少によって、労働力人口の減少、さらには消費における減少が予想され、やはり本市としても、特に経済規模の縮小や市場の縮小が懸念されるのかなと思っていますところでございます。

そのような中で、本市としては経済とにぎわいを維持、さらには向上していくためには、やはり今、小樽のブランドを活用した付加価値の向上、さらには現在、観光客の皆様が多く訪れておりますけれども、国内外からの交流人口の増加など、このような外需における獲得が大変重要なところなのかなと思っていますところでございます。

それで、そのアプローチという表現でしたけれども、今、その観光客の方々、特に今はインバウンドの方々、その誘致に向けて取り組み、PRをしていくとともに、やはり北後志地域との広域的連携、そしてともにPRをしていくことや、小樽の素材である歴史的建造物などの産業遺産、さらには水辺を生かした魅力づくり、このような観光に伴う新たな拠点の創出、それとともに、特に外国人観光客の受け入れ体制、よく高橋龍委員からも御指摘がありますWi-Fiの設置等も含めた体制の整備などが非常に必要ではないかなと思っていますところでございます。

そしてさらに、小樽市には特に地場のものづくり、職人的な素材等もありますので、それらを生かした国内外への販路の拡大、さらには商品の高付加価値に対しての取り組み、そして商店街における既存企業の支援、それに伴った雇用創出に寄与していくこと、さらには新たな企業の誘致、そして港湾というものがありますので、しっかりとポートセールスをしていくこと、これらが重要であると考えているところでございます。

将来的に人口減少を見据えた経済対策としては、このような交流人口、さらには販路の拡大などにおける外需の獲得とともに、市内経済の循環、商店街の活性化、このようなところに対してしっかり力を入れていくこと、さらには本市が持っている強みを最大限に発揮していく、そのような取り組みが必要だと感じておりまして、これらが結果的に人口減少の歯どめに結びつく、それにかかわる取り組みを行っていくことでその効果が発揮される、結びついていくと私は考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

とても具体的にお答えいただきまして、少々頼もしく感じますが、我々政治に携わる者として押さえておかなければいけないと思うのは、今をよくするということは当然のこと、将来をよりよくするために、そういったことを考えていかなければいけないと思うのです。

その中で、市長が先ほどおっしゃっていましたが、余りリスクヘッジを考えていないというか、プラスの方向に転じさせるためにいろいろな策を練っているというのはわかりました。

ただ、悪い方向に進んだときに、きちんとかじを切れるように考えていかなければいけないと思うのです。しかし、本会議での御答弁等を聞いていても、今までは、なかなかきょうみいたなこまで明確なビジョンというのをお話しただけなかったのです。私も正直、市長がどう思っているのか、この先、いい方向、プラスの方向ばかり考えるのはもちろん大切なのですが、だめになりそうときにそれを転換するアイデアというのをもち得ていないといけないと私は思っているのです。だから、ぜひ総合戦略の先のことを考えていただきたいと。

首長というのは、そのまちの未来像を予言できると私は思っています。なぜなら、それは首長の思い描くビジョンに従って、そのまちの未来がつくられていくからだと思うのです。それが逆に見通せないとか示せないのだったら、このまちの将来は暗いということになってしまうのですけれども、そんな悲しいことにならないためにも、市長の思い描く総合戦略の先の将来の小樽像をできるだけ具体にお答えいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○市長

私は、さまざまな機会にお話をしているつもりではいるのですが、私は小樽市というのは本当にすばらしいまちだと思っていますところでございます。それは自然豊かであったり、歴史的な背景であったり、いわゆる他の都市にはない、隣接市にもないすばらしい素材を持っているまちだと認識をしております。

私はそういう意味では、地域の素材を生かした産業というものが成り立っているまちだと思っていますので、逆に

言えば悲観するようなことは少なく、その可能性のほうが大きいまちだと思っておりますので、私は公約というか、その場面においても子供たちにとってとか、住みよいまち、人に優しいまちというところを通して、子供たちにとって育ってよかったなど言ってもらえるように、さらには子育て世代の方々がこのまちで子供たち育ててよかったとか、御高齢の方々がこのまち、本当に住みやすい、そのように皆様が言っていただけるようなまちが私としては目標であり、理想であると思っておりますのでございます。

それに向けて、私も公約にも掲げさせていただいておりますし、また、このたび地方創生という枠組みの中で総合戦略、これはあくまで人口減少に歯どめをかけていくということが大きな目的でありますけれども、地方にしかない強みを生かして、産業創出も含めて加えられた内容でございますから、やはりこれらを通してこのまちがより高まっていくということが私自身のビジョンであり、目標であると考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

市長は、悲観することはないと、小樽はすばらしいまちだとおっしゃっていただきました。私も本当に小樽はすばらしいまちだとは思いますが、実際に今、出生数が年間650人ぐらいまで下がっている中で、人口はどうしても少なくなってしまうと思うのです。だから、そうなったときのことをぜひ考えていただきたいということを私は申し上げたところですけれども、それが伝わって、もっと具体的な策につながっていけばいいなと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時50分

再開 午後 3 時13分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○鈴木委員

◎ふれあいパスについて

まず、ふれあいパスについてでございますけれども、昨年の第4回定例会にふれあいパス制度を少し変えたいと。それも、財源の問題で今後のことを考えるというお話がありまして、結果的には変わらずそのままということになりました。

我々自民党も、確かに財政的に厳しいのはわかるけれども、この制度を維持するために前にとりましたアンケートでは中身がよくわからないと。ふれあい回数券を百何十冊買う方もいらっしゃる。そういった中で、動機とか、どういう使い方をしているか、これをしっかり調べていただかなければ判断できませんということで、前回は賛同できなかったわけでありまして。そして、アンケートはとってくださいということを行いました。

それで、5月20日の北海道新聞に載っていますけれども、「バス優待制度7月にも4000人アンケート」という報道が流れました。まず、このアンケートの進捗状況をお知らせください。

○（福祉）地域福祉課長

アンケートの進捗状況の関係ですけれども、現在、内容を検討しております、アンケート自体は対象者の回答意欲をそがれず、答えやすい設問設定にすることと利用目的などのニーズを細かく調べる項目内容について検討し

ているため、時間がかかっております。

○鈴木委員

この報道にあるように7月にもということは、現実的に無理だという意味ですか。

○（福祉）地域福祉課長

予定では7月ごろをめどに実施したいと考えております。

○鈴木委員

そのアンケート内容で、利用目的をよく調べていただきたいというお話をしましたけれども、時間もある中、なぜ、今、項目で迷っておられるのかをお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

利用目的と実態把握する部分で、高齢者の方々にもお答えいただきやすいような設問の設定になるようにといった部分で少々時間がかかっているところでございます。

○鈴木委員

それで、7月にも何とかアンケートをとりたいというお話ですけれども、ということは第4回定例会には、また何かしらのそういった改正案というか、そういうのをお出しになるというお考えなのか、お聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

アンケートの内容が固まり次第実施いたしますが、現時点で結果の報告時期というのは、まだ未定になっております。

○鈴木委員

そういう手順でいきますと、第4回定例会までにまとめることは難しいかもしれないというお話ですと、当然、平成29年度にはこの点についてしっかり論議ができないと思いますが、もしかしたら、平成29年度は、手をつけないというお考えもあるということですか。

○（福祉）地域福祉課長

アンケート調査実施後、結果を取りまとめた上で、その後に例えば老人クラブ、町会、そういったさまざまな方々から御意見いただく機会をできるだけ多く設けることも検討しておりますので、それらの結果、意見をまとめた後で方向性を考え、庁内議論等で検討いただく時間を踏まえると、新年度に何らかの制度変更を行うことは現実には難しいと考えております。

○鈴木委員

市長にお聞きしたいのですけれども、このふれあいパス制度、本当に高齢者の方がいろいろ病院等に通われるのもあるし、それからレクリエーション等もあるでしょうけれども、本当に財源が許すなら、現行制度をしっかりと継続していただきたいというのが我々自民党の考えでもあります。ただ、財源という壁がございますので、そういうことは加味しなければいけないとは思っていますけれども、今、原課からお答えがありましたけれども、平成29年度は多分無理だろうというお考えでよろしいですか。

○市長

今、担当課長からお話がありましたけれども、やはり今ふれあいパスは、御高齢の方々にとって大変有効な制度だということは事実だと思います。それにおいて、昨年度、財政的なことも鑑みながら、以前にとった調査に基づいて、どういう方法があるだろうかということでいろいろと皆様に説明しながら議論を重ねてきたところでございますけれども、やはりその制度をいろいろと変えていくためには、時間を要するだろうというのは、昨年もその議論を得た中で実感をしているところでございます。

その中で、今、地域福祉課長からもお話がありましたように、アンケート調査はもとより、老人クラブ等、さまざまな方々からしっかりお声を聞きながら、考えていきたいということもありますので、来年の春に急にというこ

とにはならないのかなと私自身も思っているところでございます。

○鈴木委員

そういうことで一定のお答えをいただいたので、ふれあいパスの件は終わらせていただきます。

◎除排雪について

それで次に、除排雪の件です。

これは、我が党はもちろんですけども、公明党も民主党も、それから新風小樽も本当に皆さん聞かれている話であります。一向にはっきりしたお答えをいただけないという中で、私なりにお聞きしながら、もう一回確かめていきたいと思っています。

まず、先ほどお答えになった中で、除雪業務の説明会の日時が平成27年度は8月28日、26年度は8月28日、同じですね。25年度は8月29日ということをお聞きしましたが、その案内送付日、業者に案内を送る、これはいつになっていますか。それぞれお答えください。

○（建設）雪対策課長

除雪業務の説明会の案内送付日でございますが、平成27年度は8月19日、26年度は8月18日、25年度は8月22日となっております。

○鈴木委員

先ほどお答えの中で、今年度は、おおむねこの説明会及び案内送付日は変えないというか、この前後で行うというお答えをいただいたと思います。それには間違いございませんか。

○（建設）雪対策課長

昨年度の日程を参考に、今年度の業務を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木委員

それで、先ほどのやりとりの中で、今、除雪対策というか、そういうのは精通しているので任せてくださいというお答えがありました。いや、任せたいですよ。本当に頑張ってください。

それで、逆に言えば、内容は、案内送付日には、もちろんもう決まっていなければいけないのですね。そうなる、精通しているのですから、わかると思いますけれども、何日ぐらい前にでき上がらなければいけないですか。

○（建設）雪対策課長

案内送付日ですが、案内を送付するときは除雪入札要件等の資料等は一緒に送付しておりません。入札要件等の資料を業者の皆様へ配付する日は、あくまでも説明会開催日でございますので、そこから逆算して日程を考えたいと考えております。

○鈴木委員

では、逆に言えば、説明会の開催日のどのぐらい前につくらないとだめなのですか。前の日でもいいのですか。

○（建設）雪対策課長

この説明会に配付する資料につきましては、内部決裁等も必要でございますので、前の日というわけにはいかないと思います。

○鈴木委員

今、例で聞いているのです。前の日というわけにはいかないのはわかりますよ。そうすると、内部決裁があるわけですから、そちらの担当のほうでは内部決裁に回すという余裕も含めて、逆算するといつ立てなければいけないのですか。精通しているのでしょうか。考えてくださいよ。

○建設部安田副参事

8月28日に開催となりますので、その1週間程度前には資料として、取りまとめは必要かと思えます。ただ、内容については、その以前に内部の中での検討を幾度か繰り返しますので、そういう部分の中ではその以前に議会に

もお示ししてまいりたいと思っております。

○鈴木委員

そう考えると、いろいろあって、7月中にはつくらなければいけないのではないですか、時間的なことも考えて。今言ったように、私はそう思うのです。7月というのは一つのめどではないですか。

○（建設）雪対策課長

この入札要件等を定めることにおきましては、これまでに地域総合除雪業者に参加していただき、昨年度参加していただきました業者の皆様のお聞きし、これから行います道路除雪に登録のある業者の皆様のご意向の確認や昨年度の検証ということをやって、新たな入札要件等を作成してまいりたいと考えておりますので、なるべく早い時期に方向性を固め、なるべく早い時期にお知らせしたいと考えております。

○鈴木委員

ですから、7月末ぐらいがめどではないですかと言っているのです。その7月末までにも、今おっしゃったとおり、いろいろなところから聞き取らなければいけないのでしょうか。そうすると、聞き取るときにはそちらの雪対策課では試案というものはお出ししないのですか。ただ、聞き取るだけという考えでいいのですか。

○（建設）雪対策課長

業者の皆様のご意見や意向等を聞き取りたいと考えておまして、本年4月に地域総合除雪に参加された業者の皆様のご意見を聞き取っております。

○鈴木委員

それと、もう一つ聞きたいのですけれども、ことし、市内の除雪関連の八つのJV、共同企業体が連絡協議会をつくりました。その方たちは、ぜひ我々の意見を聞いていただきたいということでお話をしていたと思っておりますけれども、その方たちの意見を聞くのはいつになるのですか。

○（建設）雪対策課長

昨年の12月1日に要望書という形で、小樽市地域総合除雪共同企業体という8JVの団体の皆様から意見を、要望を受けております。この皆様方とは本年4月に意見をお伺いし、さらに本年4月は全体の業者、JVの皆様、5月は個々のJVの皆様から意見等を聞いております。

○鈴木委員

今のJVの連絡協議会の方からは今後は聞かないのですか。どういう内容がありましたか。お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

今後ですが、その皆様も含めまして、道路除雪に登録のある業者の皆様から意向確認等や意見を聞いてまいりたいと考えております。

また、昨年、地域総合除雪業務に参加されましたJVの皆様からは、このJVの要件に関しましては、3社でも作業が可能であった、4社だと採算割れの可能性があるなどの意見が出されました。

○鈴木委員

そのほかに、町会の除雪懇談会というのがありますけれども、11月は11月でやるのですが、その制度設計を決める前はいつ開かれるのですか。

○（建設）雪対策課長

町会の皆様との地域除雪の懇談会でございますが、7月12日に予定しております。

○鈴木委員

それで、話はもとに戻るのでございますけれども、昨年4社でやっていただきたいということで、入札が2回不調になり、11月18日にやっと決定したわけでありまして。結果的には3社で受けていただくという状態になっているのがそのままということですね、お話としては。

それで、3社でやっていただいて、1ステーションふえて、7ステーションになりましたけれども、3ステーションは3社でやっているわけです。ことし、検証の中でこの三つのJVについて何か不足があるのですか。ということは、結局3社でやったことで困ったこと、そして3社だと物足りないことがあったのですか。

○（建設）雪対策課長

昨年度の地域総合除雪、3社であったり、4社であるところも含めて、JVの今検証につきましては、ただいま分析中でございますので、その結果は、今、出ておりません。

○鈴木委員

検証の結果が出ていないわけですよね。そして、今の流れで行きますと、町会に御説明をして、例えばこの除雪は困ると、こういうやり方では私たちは困るよという大多数の意見が出て、それでそちらが内容を分析して、この3ステーションが3社では厳しいと。そして、なおかつそういうことが全部重なるのであれば、例えば4社というのは何となくわかるのですけれども、そういうことが、もしこれからない中で、昨年度と同じように4社で向かうということになりますと、確かにきめ細やかというお話はありますし、業者の育成というお話はありますけれども、昨年のあの混乱を考えますと、もっと早く動いて、なおかつ丁寧に説明して、やらなければいけないのではないですか。大体昨年と同じような日にちで足りると思っていらっしゃるのですか。

○建設部安田副参事

今、雪対策課長から説明がありましたJVとの打ち合わせの会のお話を再度させていただこうと思います。

4月22日に除雪のJVと打ち合わせをさせていただいております。これにつきましては、通常は5月の後半に毎年行っているものでした。それにつきましては4月の開催については、その要望書が出たということがございまして、除雪の作業が終わった直後にまずはお話を聞こうという意味で、なおかつ、要望書が出ましたので、今回開催をさせていただきますということを改めて説明を行った上で開いた会議でもございます。それで、なおかつ今回試行しましたガタガタ路面の部分、それから出動基準の見直し、それから構成員の問題、これについて特別この課題、おおむねこの課題についてお話を聞きました。なおかつ、5月の末については通常行っています作業の方法だとか各地域の案件の部分、そういうのを通常の部分はまだ改めて聞くという形で今回は設定をしておりますので、そういう部分の中では、要望書についてはきちんと受けとめまして対応させていただいていると思っております。

○鈴木委員

そこで、もう一つお聞きをしたいのですけれども、建設部長にお聞きしたいですね。今の小樽市の除雪というのは、市とそれから業者が一体となってこの市民サービスに関して、両輪といたらおかしい、こちらは発注元ですから、なかなかあれでしょうけれども、かなり御協力をいただいているという感覚で我々は考えているのですけれども、部長はそういうお考えですか。それとも発注元なので、お金で使っているのだから協力というように、やりたくないのならやりたくない、そういうだけの話なのかをお聞きしたいと思います。

○建設部長

委員がおっしゃるとおり、私どもは業務の発注元といいますか、発注者でございますが、私どもとしては、一方的に取りまとめたものをこういう仕様だからやってくれという話にはなりません。半年、雪に閉ざされる中で、一定の業務をこなしていかなければならないということですから、協力というのはいろいろな協力があると思っておりますけれども、その協力という部分は必要であり、まずは業者の方に業務を担当していただいて、その中で私どもが要望するといいますか、求めるところの部分については業者の方のまた考え、民間的な発想といいますか、裁量といいますか、そういう中で含めながら実証して、協力していくということは必要だとは認識しております。

○鈴木委員

まさにそこなのだと思うのです。やはり信頼関係だったり、それがなければせつかくの作業といいますか、この事業が何となく中身がどうなっているのだろうという話になるのです。

というのは、昨年ああいう形になったので、ことしはやはりその信頼関係にある意味、取り戻す、そのためには、変な話、従前どおりにしろとまでは我々は言えないですよ。しかし、もし変えるのであれば、早めに提示をしなければいけないですし、そのことについて我々もしっかり論議、いろいろな情報を集めて、これでいいのか、これが本当に適切なのか、そういうことをやらなければいけないという思いがあるから、どこの会派も聞いているのではないですか。我々は、今、市と業者との溝が深まっていると思っています。ですから、そのことを一緒になって解消するためには、まずはどういうスタンスでやるのか、そのことを早く出してくださいという話をしているのです。

逆に言えば、変えないのであれば、ぎりぎりでもいいですよ。みんななれていますから、すぐできます。けれども、こうやってお話をして市長にも聞いていますと、市長のお考えはかたくなに、多分4社でいくのだというふうに見えるから、原課の方はそれをしっかり落とし込むにしても発信していかないと、また混乱が起きるのではないですかと。その混乱が起きるのも、最終的に入札日があって、また不調が続くようなことがあれば、大変なことになるので、その前に時間をしっかりとってくださいと。そして、我々にも提示してくださいというのが、いろいろな会派の中の意見だと思いますよ。そのためにお聞きしているのです。ですから、一番怖いのは、ぎりぎりになって本当に変えた制度を持ち出して、そして入札に間に合わない困るということを人質にとられて、大した中身も言えずに、そのことについて審議ができないことが困ると言っているのですよ。だから、そのことないようにしていただけますか。

○（建設）雪対策課長

入札要件につきましては、繰り返しになりますが、現在、行っている検証作業等を早めに進め、なるべく早い時期に方向性を固めて、なるべく早くお示ししたいと考えております。

○鈴木委員

そうしたら、もう一つ、同じ意味で貸出ダンプ制度のことも言っておきます。これも昨年、結果的には変えませんでしたけれども、やはりいろいろなお考えがあるのでしょうか。

そうでしたら、早めに提示しないと、やはり混乱を招くし、同じことが起こりますよと。ですから、先ほどから言うように、できる限り早くできる限り早くというのではなくて、早くやるしかないでしょう。出すしかないのですよ。だから、7月いっぱいですか。期限はそうなのですかと、向けているわけではないですか。貸出ダンプ制度もっと後ですからいいですけども、最低でも、除雪は7月いっぱいに決めてください。

○建設部安田副参事

繰り返しになりますが、なるべく早めに議会にお示ししたいと思います。

○濱本委員

◎市内公共交通機関について

先ほどふれあいパスの話が出ていましたけれども、実は市内の公共交通機関、バスに関して言えば、民間事業者である北海道中央バスが全部担っており、小樽市の市営バスが走っているという状況ではない。これがずっと続いているわけです。

そういう中で、小樽市の人口が膨張しているというか、増加している中では路線も増やしてもらって、要望も出して、それに応えてもらって、市民の公共交通の足を担っていただいている。

ところが、現実問題は人口がどんどん減ってきている中で平成23年度ぐらいから中央バスは市内路線バスの営業収支が赤字になっていると。聞くところによると、27年度は1億4,000万円を超えるぐらいの赤字になっているのではないかという話もあるわけです。JR北海道が不採算部門をどんどん廃止している状況に鑑みると、やはり営利を目的としている法人が公共性の高い市内路線バスを運行しているという現実があるにしても、いつまでも赤字を垂れ流しにしている、垂れ流しという言葉は適切ではないかもしれませんが、赤字の状態を続けているというわけ

には多分いかないだろうと思うのです。当然、中央バスも上場企業ですから、株主訴訟が起こる可能性もある。

そういう中で、今、第 6 次総合計画や総合戦略がある。それから、過疎地域の自立促進市町村計画もある。しかし、そういう中には、市内の公共交通網のことについて明確にうたっている状況はないのですよね。ただ、こういう状況というのは全国的にやはりあるのです。

そういう中で、いわゆる全国的な部分で言うと、小樽市も中央バスが赤字になっているのは人口減少によって利用者が減っているということが大きな要因だと思いますし、路線も増やしている。一つにはコンパクトシティ構想というのがありますけれども、そのことによって路線を再編することはできるのですが、残念ながら、小樽市は東西に広いエリアで坂道もあったりして、なかなかコンパクトなまちにして路線を再編するという状況になっていない。

そういう中で、国はやはりこういう人口減少社会の中での地域の公共交通機関の維持のために、いろいろな施策を持っていると思うのです。最近も一つ法律が改正になったと思いますが、こういう地域の公共交通機関の維持のための法律、そういうものがあって改正になったという事実があったら、説明してもらいたいのですが。

○（建設）まちづくり推進課長

公共交通政策に関しまして、近年の法律改正の動きといたしましては、地域公共交通活性化再生法という法律がございまして、平成19年の施行でございますけれども、26年11月に一部改正をされております。

○濱本委員

その法律が改正されたということは、その法律に基づく市町村に対するというか、事業者に対する支援メニューみたいなものはあるのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

この地域公共交通活性化再生法に基づきまして、地方公共団体におきましては、地域公共交通網形成計画というものを策定することができるとうたわれておりまして、その地域公共交通網形成計画に基づきまして、事業計画を策定する中で、その市町村の実態に見合った交通政策というものを策定することができるということになっております。

国におきましては、支援をすることができるという構成になってございます。

○建設部白畑副参事

今の答弁に私も少し補足させていただきますけれども、先ほど一番先に申しました地域公共交通活性化再生法、これが平成26年11月に一部改正という話を、まちづくり推進課長から答弁しましたけれども、このもとになりますのが、25年12月に交通政策基本法というのが新たに制定されておりまして、これの基本理念に基づいて、次の地域公共交通活性化再生法が一部改正された。それによって、先ほど申しました地域公共交通網形成計画というものを策定するに当たりまして、各地域が協議会を設置してこの計画を策定する。その計画を策定し、今度は計画を実現化するために地域公共交通網再編実施計画というものを立てると。これも国の認可をいただいた中で、そうすることによりまして、交通事業者が関係法令の特例措置を受ける、要するに料金を決めるときに、今までは国の許可が要るものを緩和するすとか、地域公共交通確保維持改善事業費補助金ということで地域交通に国の補助もいただけると、あるいは地方債の配慮をいただけると、こういったような優遇制度がございまして。

○濱本委員

今の地域公共交通網形成計画、たしかこれも計画策定に当たっては、上限2,000万円の補助金がつくというふうに聞いておりますけれども、要はどちらにしても、こういういろいろな協議会を立ち上げて計画をつくって、申請をしなければ、そういう民間企業はこうやって小樽市も担っているのですけれども、そういうところに対しての補助が出せないわけですよね。本当は小樽市にもっと財源があれば、民間企業だけでも、いろいろな形で助成することは可能なのではと思うのですが、今の小樽市の財政で言えば、国がそういう法律に基づいた支援策を持っているのであれ

ば、やはり早急にそういう支援策をこの小樽のまちの中で適用できるような手だてをしていくというのが、今の状況の中では必要だと思うのです。

その第一段階がやはり協議会の設置なのだろうと思うのですが、人口はどんどん減っていく。減っていったら、空白のエリアができればいいのですよ。そうしたら、そこの路線をやめればいいだけの話ですけども、でも、今の段階では空白のエリアができるという状況にはなっていませんし、やはり山坂のある小樽のまちの中で言えば、若いときは、山のほうからおりていけたものが、だんだんそれもおりていくこともなかなか難しい。買い物できるころはあるけれども、そこまで行くのが自分では大変だというような状況もある。まして車を持っていた人が、今、最近はやりになっていますけれども、免許の返納とかというそういう状況もある。自分の足が、自分の運転できるそういう交通の手段があった人がなくなって、公共の交通機関を使わなければならない。そういう時代の変化の中で、国がこういう支援策を持っているのであれば、それをやはり積極的に活用していく、その手だてを探っていくというのは必要だと思うのですが、いかがですか。

○（建設）まちづくり推進課長

現段階におきましては、地域公共交通網形成計画策定のための協議会を設けるかどうかというところは、議論のたたき台にはなっていないところがございますけれども、今後の公共交通のあり方を検討していく中で、そういった協議会の設置をするかどうかということも含めまして、研究してまいりたいと考えております。

○濱本委員

最後に確認ですが、こういう制度は多分中央バスも知っていると思うのですが、中央バスからこういう協議会の支援策を受ける前提条件の協議会の設置についての申し入れはあったのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

中央バスからは、これまでに協議会という形ではございませんけれども、定例的に話合いの場をもってきている中で、先ほどおっしゃられた協議会設置という要望につきましては、お話を承っているところでございます。

○濱本委員

現実問題、やはり市内のバス交通網を担っているという責任を感じて運行を続けているわけですよね。そういう意味では、責任放棄して全部やめればいいだけの話ですけども、歴史的な経過を踏まえた中で、営利法人ではあるけれども、責任を持って市民のために続けていると。1億4,000万円の赤字を出しても市内路線を維持しているという、そういう状況を考えたら、設置の要望が出ているのであれば、やはり早急にそのことについて応えてあげるというのが、小樽市としての向き合い方としては妥当な話ではないのかなと思います。研究されるのはいいのですけれども、できるだけ早急に、設置したからといって小樽市の持ち出しが発生するのかなのかわかりませんが、やはりそういう一つの歩でも前に進んで、この市民のための、中央バスのためのという部分ではなくて、市民のための公共交通網を維持していく、その前提条件としてその協議会が必要ということであれば、前向きに検討してもらいたいと思います。前向きに検討するというお言葉をぜひ言っていただいて、私の質問を終わりたいと思いますが、いかがですか。これ、市長でもいいですよ。

○建設部白畑副参事

確かに、今、濱本委員がおっしゃるように、小樽市の公共交通は長年の歴史経過の中で中央バスが担ってきたという歴史もあります。今、この公共交通再編計画実施計画を策定するに当たっては、単にバス路線だけの問題ではなくて、鉄道でありますとか、他都市では路面電車とか、そういうモードもありますけれども、小樽市の場合それはおそくないでしょうから、バス路線、鉄道、それからこれからの人口減少といったことを考えますと、今は、中央バスが本当に丁寧にというか、いろいろな地域をくまなく網羅している路線がありますけれども、これを本当に将来とも維持できるかというのは少し厳しい情勢になってくるのだと思います。

それで、今、中央バスとは、定例的な意見交換を行っておりますし、昨年度からノンステップバスの導入に向け

てということで、ノンステップバス導入に関する協議会はもうつくっております。構成メンバーにつきましては、中央バス、ジェイ・アール北海道バス、それから北海道運輸局、それから小樽市の関係部局という形で規模は小さいですけども、一つの目的を持って協議会も立ち上げています。そういった意味で、そういう交通関係者と今話し合う機会も持っておりますので、そういった機会でもう少し議論を深めながら、協議会の設置についてはつくるとまでは断言できませんけれども、研究して何とかいい方向に持っていきたいと考えております。

(「市長はどうか、市長」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長、何か一言ありますか。

○市長

私は、このまちの強みということで、先ほども例えば歴史的建造物の話だったり、自然の話もさせてもらっていますが、その中で小樽市としては民間がいわゆる公共交通を担っていただいているということも非常に強みであると思っております。小樽市よりも大きなまちでも民間が担えず、いわゆる市であったりとかを含めて、県であったりとかが公共交通を担っているような地域もありますから、やはり小樽市はそういう意味では民間が中央バスを含めてバス運用をいただいているというのは、まちとしての強みであると認識をしております。そして、ほかの議員の方々からも公共交通、バスの利用においてより利便性を高めてほしいとか、路線を長くしてもらいたい、そのような要望等もいろいろ出ている中で、これからそのバスの利用者、やはりより多く利用していただくことが非常に重要ではないかと考えているところでございます。

その中で、今、お話があったような国の支援、これらもやはり活用しながら取り組んでいくことによって、それが末永く続いていくということは濱本委員が御指摘のとおりだと思っておりますので、今お話があったように、私自身もまだまだその協議会について、勉強不足のところもありますから、原部、原課とともに研究をさせていただきながら、いい方向に取り組めるように、私としても考えていきたいなと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

(理事者入退室)

公明党に移します。

○秋元委員

◎人事評価シートについて

初めに、今回一般質問でも質問させていただいた部分で、人事評価シートの評価項目にのっとって、昨年の2度の入札不調は先見性という項目に照らして、市長ならどのように評価をするのか、これを個別評語で示していただきたいと思います。

この市長の答弁につきましては、ここにいる各評価者の方々の今後の評価にもかかわる部分なので、正確な答弁をお願いしたいと思います。

○市長

正確な答弁ということに見合う答弁になるかどうかわかりませんが、先日、御質問いただいたときにそのことを理解できずに答弁をしたことに関しては本当に恐縮でございます。

私自身、まずJVが決まらなかった3地域において、11月18日に決定したことに対しての私自身のリスクに対する認識が甘かったという表現をさせていただいておりましたが、私自身としてはさまざまな場面で4社構成にするということに対して、将来的に除排雪業者が育成されるとか、さらにはもともとステーションが6だったところ

を 7 にしていくというようなことから鑑みて、そのような 4 社というお話も含めて取り組んだところでございます。そういう視点においては先見性は持っていたとは思ってはおりますが、しかしながら、その適時な判断という視点においては、本来であればそれを早い段階から業者の方々に御説明させていただき、取り組むべきところが、それがなされなかったという部分がありましたので、そういう適切なタイミングで判断を行うという部分においては、私自身としても自己評価は低い部分ではないかなと思っているところでございます。

(「個別評語で答えてくださいといったので、個別評語で」と呼ぶ者あり)

○委員長

個別評語でということだそうですけども。

(「s s とか s とか a、b、c とありますね」と呼ぶ者あり)

○市長

私としては先見性としては少し高い s かなと。でも、適時判断という意味においては b かなと思っております。

○秋元委員

今、市長の評価を聞いてびっくりしましたけれども、s というのは「求められる行動を確実にとられた」ということなのです。今、市長、先見性についてのお話しされましたけれども、評価シートで言われている先見性というのは、「先々で起こり得る事態や影響を予測しながら物事を進める」ということなのです。あれだけ議会から業者の方々も理解できていないということで反対されたのに、市長は J V の構成を 2 社から 4 社ということにしたのですね。あれだけ言われたのに押し通したのです。それで、2 度の入札不調を起こしたということなのですが、例えば係長職の方々の行動例で言うと、私は 5 段階評価の中の c ではないかなと、一番下の。なぜかという、c の評価にこのように書かれています。「期待されている業務遂行の質・レベルを適切に認識していないことが多く、理解していても上司や周囲の指示・指導に理由もなく従わないことがあった」。理由はあったのかもしれませんが、あれだけ周りから状況を見て考えるべきだと、1 年様子を見るべきだと言われたのに、押し通したということを考えれば、私は全く s の評価になんてならないと思うのですけれども、まず先見性を s とした理由、また、適時の判断は b ということなのですが、これは全くタイミングを逸して、ただ業者の方や市民に不安を与えただけなのですよね。適時の判断を b とした理由をお聞かせください。

○市長

秋元委員は両方とも c だということを御指摘されたいのだと思いますけれども、もともとその先見性に伴うものにおいては、業務運営という枠組みの中で市民の視点に立ち、業務の見直しに率先して取り組むということに伴う枠組みでございます。ですから、その業務の見直しにはやはり率先して取り組むという、現行で考えられることを改善していくということで 4 社ということで提案させていただいているので、それについては、私は先ほども言いましたけれども、s という考え方を持っていたところでございます。

それと適切なタイミングに行うということにおいては、秋元委員は繰り返しになりますが、c という考え方だと思いますけれども、私自身も市民の皆様にお心配をおかけしたという事態においてはそのとおりだと思いますし、今後においてその進め方も含めて反省しなければならないということもあって、私は c ではないですけども、b という判断をしたところであります。

○秋元委員

この質問には余り時間をかけませんが、ほかの評価者の方々も聞いていて、きっと驚いているのではないかなと私は思っております。

◎除排雪入札の分析について

それでは、次の質問に移ります。

まず、先ほど来ほかの委員の方も質問していましたが、昨年度の分析を行っているということですが、まず、分

析を行っている項目、また、項目ごとの進捗状況と分析終了のめどについて伺いたいと思います。

○建設部安田副参事

まず、大まかに項目を説明させていただいて、内容を説明するという形にさせていただきます。

まずは、おおむね除雪の分析、排雪の分析、砂まきの分析、それから雪処理場の分析というものが大きな4点になります。

具体的な説明になりましては、まずは除雪につきましては、地区別、これはステーション別になります。基準別、その中で基準の第1種、第2種、第3種ございます。その除雪作業の1時間当たり稼働時間、この稼働時間の検討の中には、中の基準別の中に機種別というものが出てきます。タイヤドーザでやっているか、グレーダでやっているのか、一緒なのか。なおかつ、そのベースには機械1台当たり全ての機械についての検討があります。こういう形の中で、積み上がって最終的に1キロメートル当たりの稼働時間というものが想定されて出てくるわけです。

それで、2番目といたしましては、排雪になります。これにつきましても、ステーション別のこれは条件別という形になります。条件別の排雪作業の1立方メートル当たりの費用及び重機の稼働状況になります。それで、条件別と申し上げましたが、これにつきましては、夜間、昼間ですね。それと運搬距離、これについては3パターンか4パターンぐらいあるところとないところがございます。これにつきまして、ロータリの大きさ、220馬力から250馬力で積み込む場合と130馬力で積み込む場合がございます。それから、バケット、ロータリでなくて積み込む大きな器で積み込む、この機種別にそれぞれステーションごとに分けて単価の構成、稼働状況についての検討を行っております。

3番目に砂まきのお話です。砂まきにつきましては、地区別の1キロメートル当たりの砂まきの稼働時間、これに並行しまして、砂箱の1個当たりの補充量、また、その補充をするときの稼働時間の、1個当たりの稼働時間といいたいでしょうか、入れていく当たりのトラックの稼働時間、そういうものを検証しております。

次に、雪処理場になります。雪処理場につきましては、各雪処理場での機械の稼働時間、また、それに1立方メートル当たりの費用という形での検討を行っています。雪処理場につきましては、そのほかに雪押し場という形で、今、採用を多くしようとしている部分がありますが、その確認作業が入ってくることになります。

以上が、現状の検証になります。項目別と申し上げましたが、まず、ここの部分については、先ほど申し上げましたが、おおむね終了をしているところでございます。これにつきまして、これらの数字が出てまいりましたので、今度は、平成28年度に向けての検証を今行っているところでございます。

そのそれぞれの数字、上がってきた数字について、ほかの道路管理者との数字の整合のチェックがございます。国道、道道、それから標準的にやっている札幌市ですとか、そういう数字の検証がございます。これの現況フィッティングといいたいでしょうか、そういうものを検証しながら、28年度のそれぞれの稼働の数字を決めていくわけになります。

そのほかに、昨年度から試行で行ってまいりましたガタガタ路面の検証、それから、第2種路線の基準の部分でございしますが、これについての検討部分としまして、各ステーションで3カ所ポイントをつくって1週間ごとに幅員をはかっている部分がございます。これにつきましては、歩道ですとか、各条件が各ステーションである程度同じになるような形で同じような場所で計測しておりますので、この検証を行ってまいりたいと思っています。これについてはいろいろと方向性があるものですから、これについてはかなり時間を要しているところで申しわけなく思っております。

これらの部分について今後の部分として残っている部分という形になります。

蛇足で申しわけないのですが、雪対策課では、このほかに4月から雪割り作業を、いわゆる冬期間通行どめに行っている部分の雪割り作業ですとか、皆さんも御存じかと思いますが、雪処理場のしゅんせつの委託設計ですとか、それから今年度から貸出ダンプ制度の制度設計も雪対策課で行うようになっておりますので、なかなか事業の進捗

がうまくいっていないことをおわび申し上げまして、まずは報告とさせていただきます。

○秋元委員

先ほど高橋龍委員のときには、たしか進捗状況50%と言っていませんでしたか。違いましたか。

(「道半ば」と呼ぶ者あり)

○建設部安田副参事

項目分けをしまして、おおむね道半ばということで50%という数字を出させていただきました。

○秋元委員

残りの50%というのは、今、報告いただいた除雪、排雪、砂まき、あと雪押し場についてはほぼ完了していると。そのほかのことについて分析しているということでしたけれども、これは、いつぐらいをめどに行っていくのですか。要するに、そのめどが立たないと、結局、計画はどんどん後ろにずれ込んでいくわけですよね。大体いつぐらいを目標に行っているのですかね。それがずれたからどうだとかということではなくて、いつぐらいをめどに行っているのですか。

○建設部安田副参事

これらの数値の検証が終わりまして、最終的には発注する額が出てくる形になります。その部分でいろいろと発注方法など含めまして検討、また、その部分の金額をどこで判断するかということもございますので、最終的には中途といいたいでしょうか、ある程度方向性が出た時点で具体的な数字は置いといても、この方向で発注というのが決まることもございますので、今の段階では具体的に数字はお示しできませんけれども、そういう途中の情報でもなるべく議会にはお示ししたいと思っております。

○秋元委員

それで、今回、私が質問させていただいた中で、道路除雪に登録がある業者に意向を聞くと言われていましたけれども、意向のほかに聞くことにはどういう項目があるのか、また、道路除雪に登録されている業者数とこれも何十社があって、いつぐらいまでにその意向調査をされてまとめていくのか、それは7月いっぱいなのか、8月いっぱいなのか、その辺のめどはどうですか。

○(建設) 雪対策課長

道路除雪に登録のある業者の皆様に関する意向調査でございますが、参加意欲のほかに、機械台数であったり、オペレーターの保有数ということを確認してまいりたいと思います。時期につきましては、7月の月上旬から進めてまいりたいと考えております。

(「業者数は何社でしたっけ」と呼ぶ者あり)

済みません。道路除雪に登録のある業者でございますが、38社でございます。

○秋元委員

38社ということで、これは丁寧に聞き取り調査をしていく必要があると思うのですけれども、あすからもう7月に入ります。何名の方で調査されるかわかりませんが、結構時間がかかるのかなと感じるのですけれども、この意向調査というのは、何名ぐらいでされる考えなのですか。

○(建設) 雪対策課長

雪対策課の職員全員で確認してまいりたいと考えております。

(「何人になるの」と呼ぶ者あり)

○委員長

それが何人なのか。

○建設部安田副参事

これにつきましては、一度会議を開いて皆さんに一堂に会していただいて、そこで行おうと思っております。実質

的な人数としましては、私を初め、雪対策課の職員全てになりますので、6名という形になります。

(「6名か」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

6名の方でも結構な日にちがかかるのかなというふうに思います。

次に、これも、今回質問させていただいたところで、まず、昨年の基準見直しについて地域総合除雪業者から第1種路線との段差が解消されたですとか、また、ロードヒーティング付近の段差が小さくなったとの回答で、おおむね効果があったという答弁があったと思います。第2種路線については、意見交換会では降雪量の割に雪山が大きくなっており、幅員についても狭くなっていたですとか、ガタガタ路面の整正では置き雪の苦情は例年並みだった、また、第2種路線の整正について排雪しないと難しいなどの意見があったかと思えます。市長の答弁ですと、余りにも楽観的というか、そういう見方の分析でなかったのかなと思うのですが、こういうほかの結構厳しい意見なども取り入れると、市長のおおむね効果があったという見方が少々違うのかなと思うのですが、この辺はいかがですか。

○(建設) 雪対策課長

第2種路線の除雪の出動基準の見直しに関しましては、地域総合除雪の皆様から昨年度の状況においては、おおむねできたという形で報告を受けております。

ただ、昨年度は少雪でしたので、多く雪が降ったときには適切な時期なり排雪が必要になるというようなことも一緒に報告を受けておりますので、今後におきましては、検証を続けていきたいと考えております。

○秋元委員

これは業者からの意見になりますけれども、少雪にもかかわらず第2種路線、ガタガタ路面の整正がおおむね効果があったと私自身は理解しにくいのですが、今年度については昨年度は少雪で余り参考になるようなデータがとれなかったと思えますけれども、改善するような点というのはあるのでしょうか。

○(建設) 雪対策課長

第2種路線につきましては、今年度から実施したいと思っております。また、改善点ということにつきましては、今年度の評価といたしまして、少雪時にはできたと考えておりますので、これからまた積雪状況や降雪状況が異なる年もあると思えますので、検証を継続して、また必要な課題が出れば改善していきたいと考えております。

○秋元委員

それで、出動基準の見直し、ステーションの増設は除排雪区域がコンパクトになることにより機動力が向上し、除雪作業のおくれが解消され、パトロールも行き届き、適切な路面管理ができるということでありましたけれども、適切な路面管理の基準というのは現状でどのようになっているのか、また、業者の意見を聞くと、必ずしも適切な路面管理ではなかったのかなと感じますけれども、路面管理の基準というのはあるのですか。

○(建設) 雪対策課長

路面管理に関します数値的な基準というものはございません。ただ、除雪拠点が増設になったことによりまして、これまでに担当区域が小さくなったことや、パトロールの人員や除雪機械が増設されたことや業者の皆様からは除排雪作業の降雪の影響を軽減できたなどと回答を得ておりますので、降雪状況に見合った除雪車の出動、ガタガタ路面発生時などへの早急な対応、市民の皆様から寄せられた声に対する早急な対応などで、状況に見合った対応ができたものと考えております。

○秋元委員

余り客観的に示せるものはないとは思いますが、今後、適切な路面管理というのはあくまでも主観的な話ばかりで客観的に判断できるものがないと思うのですが、今後一定の基準ですとか、考え方というのを整理することは考えていますか。

○（建設）雪対策課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、現在、数値的な基準というのは持っておりませんので、必要な検証を積み重ねていくうちにデータ等を整理していきたいと思っております。

（「今後、基準をつくる考えがあるのか」と呼ぶ者あり）

○委員長

今、基準がないのはわかったけれども、今後はどうですかということですが。

○（建設）雪対策課長

今後に向けまして、今ある必要なデータをとっていき、その結果、今後可能であれば数値的な基準を設けますし、できなければ同じような検証を続けていきたいと考えております。

○秋元委員

それはそうなのですが、本当は、考えとしてできるだけデータをそろえて、わかりやすく判断できるように基準をつくっていくという返事をいただきたいのですけれども、できればつくるし、できなければつukらないというのは納得できないというか、そういう考えに立った上で仕事をするのはどうなのかなと思います。

昨年度の変更に至るまでに、それまでの分析を市長がされてきたというふうに言いましたけれども、市民の声ですとか、除排雪作業量などを勘案して、市長自身が見たり、また、市民から話を聞く中で変更に至ったというふうに言われていましたけれども、まず、市民から寄せられた声などをどのように分析したのか、寄せられたという話を聞くのですけれども、どう分析したのかというのを聞いていないので、どのように分析したのか。また、作業量も勘案したというふうに伺ったのですけれども、作業量というものをどのように市長が分析していたのか、また、数値的な示せるもの、こういうふうに分析したから昨年度の変更に至りましたというものがあるのか、それとも主観的な、やはり考えだけで何の裏づけもなく昨年度の変更に至ったのか、その辺はどうか。

○建設部安田副参事

先ほどの答弁で分析のところが漏れておりまして、済みません。市民の声につきましても、現状の部分进行分析しまして、割合等を出してございます。

その市民の声のカウント、分析の方法につきましては、経年で総数または降雪量と市民の声の総数、これの比較、それから各年の市民の声の割合、こういうものを出しながらデータを整理させていただいているところでございます。

また、数値的な部分につきましては、新たな部分で除雪基準の見直しということで、第2種で降雪量による出動基準が変わったわけですけれども、ここにつきましては、除雪の回数を増やすという考え方の中で、平成13年以前の基準に戻すという考え方になりますので、ここでの数字の足し引きがあつて、5センチメートルの基準を上げたという意味ではなくて、除雪の回数が足りないので、前の基準に戻したという形の分析結果での判断でございます。

○秋元委員

それは市長がそのように分析したということなのですか。私は市長がどのように分析したのですかと聞いたのですけれども、それは市長がそのように分析したということでもいいのですか。

○市長

さまざまな変更点があつて、私自身は公約にかかわることで掲げさせていただいている。それについては何の分析もありません。過去に取り組んでいる経緯等を把握している中で、基準の変更をしていくことが市民の皆様のニーズに応えられるだろう、それは市民の声も含めて、掲げさせていただいたものでございます。

（「ちょっと待ってください。分析はしてない。市長、分析してないんですか。ちょっと待ってくださいね」と呼ぶ者あり）

○秋元委員

私への本答弁の中では、これも本会議で同じ質問しているのです。市長はどのように分析したのかと、過去に市に寄せられたり、あと苦情、また、市長が見たり聞いたりしたことをどのように分析したのですかと聞いたのですが、「市民の皆様の声や除排雪作業量等を勘案するとともに、私が除排雪を直接目にし、また、市民の皆様方からお話を伺った中で、よりよい除排雪を提供するため変更したものであります」という答弁だったのです。私は分析したのですかということ聞いたのですが、分析はしていないということなのですね。

○市長

私自身、先ほど言った裏づけに数値的なものがあるかとかという御指摘がありましたけれども、そういうものは勘案しておりません。

○秋元委員

次に移りますけれども、今回の J V ですけれども、4 社だと採算割れが起こるとい、先ほどほかの委員の方も質問しておりましたが、今回そういう J V の方がいる中で、また 4 社でいくという場合には、そういう業者の方々にはどのように説明をして 4 社でいきますということしていくのか、お聞かせいただけますか。

○建設部安田副参事

最初の分析のところでも申し上げたつもりでございますけれども、数字の確認をしまして、新たに積算、金額の部分に入っていくということでお話をしました。

そういう部分がある程度示されまして、検討結果が出ましたら、業務量という部分でのお話もできるのかなと。この部分につきましても、まだ条件ですとか、積算、あとはいろいろなステーションの管理の問題だとか、そういう部分の中で昨年度と改良の部分が見えたら、そういう部分も積算として金額的に示し示しできるような形になる事項もありますので、そういうことも示してまいりたいと思っております。

○秋元委員

では、採算割れが起こるといような業者からの声は今後なくなると考えていいのですかね。

○建設部安田副参事

絶対にありませんと、ここでは申し上げられないのが残念なのですが、いわゆる降雪量によって、何度もお話をしていますが、金額の面につきましても、仕事の量でお支払いをしています。どうしてもこの仕事の量、降雪量がほとんど降らないだとか、そういう部分になればお支払いする金額は小さくならざるを得ませんので、そういう部分の中で保証という部分の中はなかなか難しい。それで、今、契約約款の中で最低保証額というのは決まっておりますけれども、その中もなかなか低い金額でございますので、採算割れかどうかということ聞かれて、この場で大丈夫だといのは残念ながらお答えできません。

○秋元委員

業者側から言うと、3 社であれば間違いなくその業務をこなせるのに、要するに市が J V の入札参加要件を 4 社にすることで採算割れが起こるといのは、これは雪が降る量とは関係ないですよ。そういうことが起きるのが困るとい話なのですけれども、雪の量に関係なく、無理やりその 4 社にすることで採算割れが起こるような状況はないと考えていいのですよね。

○建設部安田副参事

繰り返しになりますけれども、いわゆる業務量、これから計算、検討してまいりますので、そういう部分の中でお示しをしてみたいと思います。

○秋元委員

◎参与の報告書について

次に進みますけれども、参与の報告書なのです。これも一般質問で質問しましたが、委託業務の成果品と

は性質が異なるものだという答弁をいただきました。日常的にその都度気がついた点だと市長が言われましたけれども、参与が報告書をつくるのに費やした時間というのがどのぐらいか市長は御存じですか。

○(総務)秘書課長

費やした時間ということでの質問でございますが、業務日誌によれば、2月18日以降が、市長への報告書作成という形になっておりまして、概算でございますけれども、127時間程度ということで算定してございます。

○秋元委員

きちんと答えてほしかったのですけれども、127時間20分なのです。一日中、この市長への報告書作成に一日中ですよ、使った日にちが二十日間あるのですよね。

それで、今、秘書課長が言いましたけれども、2月18日以降、その業務日誌に書かれている業務内容、市長への報告書作成というのがずっと続いているのですね。それ以前は事細かく誰と打ち合わせしたとか、どういうところに行ったとか、ステーションに行ったとか、そういうことも細かく書かれているのですけれども、2月18日以降はずっとその市長への報告書作成にほぼ費やされているのですけれども、それについて秘書課長、どのように思いますか。

○(総務)秘書課長

2月18日以降、参与に報告書作成ということのどう思いますかということでございましたけれども、この18日という部分を起点といたしまして、参与の除排雪に関しての基本的な考えであったり、体系づけのまとめであったりという部分を依頼したところでございます、その中で文書の書き直し等を繰り返しながらということで時間がかかったというふうに考えてございます。

○秋元委員

市長はそんなこと言っていなかったのですよ。日常的に都度気がついたことをまとめたのがこの報告書だと言ったのです。私はこのA4、12枚の報告書を見て、これが税金を357万円も使って任用した参与の仕事だとは思えないからこういう質問しているのです。全く市長が言ったとおり、その都度気がついたことを、ただ、書いているだけなのですよ。それに127時間20分もかけているのです。こういうものが許されるのですか。業務内容だって、全然詳しく書いていないのですよ。直属の上司は秘書課長ですよ。2月18日というのはどういう日だったかというのを調べると、実は2月12日に新年度は参与の予算づけをしないという発表がされたのです。それ以降急に業務内容の内容が何もなくなったのです。こういう仕事を見ていて、上司である秘書課長はどう思うのですか。

○(総務)秘書課長

今、秋元委員の指摘のとおり、3月31日という部分の区切りがございまして、その中で作業として業務の内容をまとめてほしいという考えもありまして、報告書の作成に取りかかってほしいということで依頼したところがございます。

○秋元委員

そうなのですが、この余りにも内容のない業務内容を見て、上司である秘書課長はどう思うのですかという話なのです。それまでは、ある程度、ある意味、事細かく何時から何時まで何をしたかと書いてあるのです。ところが、要するに新しく予算をつけないと言われた途端に中身のない業務内容になってしまっているのですよ。これは、おかしくないですかという話なのですが、もう一回答えてもらえますか。

○(総務)秘書課長

御指摘の部分でございますけれども、2月中旬までパトロールであったり、会議の出席であったりとかということで報告をいただいております。現場の確認という部分がかなりのウエートを占めていたという業務内容になってございましたけれども、そういう意味で、まず、まとめとして提出してほしいというような思いがありましたので、まずこちらに取りかかってほしいということで報告書の作成と、報告書と言いますか、考え方のまとめをして

ほしいということで、私から依頼をしたという形でございます。

○委員長

その経過ではなくて、でき上がったものを見てどう思いますかという質問です。

(「ふがないとか、そういうことはないか」と呼ぶ者あり)

○市長

秋元委員はその任用された期間の全ての支払われた給与を御指摘されて、この報告書はないだろうという御指摘だというふうに思います。

報告書をつくるために任用していたわけではございませんので、その職務に対して、その対価があったと私は認識しておりますけれども、一般質問のときにも答弁させていただいたように、今おっしゃったように任用がこれで切れますということで、かかわっていただいた期間の間に、参与自身が感じたことであったり、または課題に感じたことを、その後まとめていただくというのは、やはり私としても必要だと思っておりましたので、それを任用が終わるまでにぜひ取り組んでいただきたいという思いを持っていたところでございます。結果は、このような形でいわゆるその都度感じたことを、多分その都度まとめられたものもそうでしょうし、その後にそれをまとめられたり、またはその時々にあったことを他の職員等にいろいろ確認をしながら、きつとつくられたのであろうと思っておりますので、結果的にこういう形態で出されたと認識しておりますので、私はその役目を果たされたのではないかと考えております。

○秋元委員

あれほど議会から反対されても、どうしても必要だということで市長が任用してきた参与なのですよ。その方が最後に残していく報告書がこれなら余りにもひどすぎますよ。私はそう思いますけれども。

それで、次の質問に行きますけれども、私は、一般質問でこの参与の報告書を誰がどのように引き継いだのかというふうに伺いました。市長は最初に建設部で今後検討していくという答弁だったのですけれども、確かに再質問の答弁で除雪対策本部の中で議論していくと、検討していくというお話だったのですけれども、私は誰が引き継いだのかというお話をしているのです。建設部とか除雪対策本部とかということではなくて、誰がこの参与の考えを引き継いだのかということをお伺いしているのですけれども、これについて答えていただけますか。

(「組織として」と呼ぶ者あり)

(「建設か」と呼ぶ者あり)

○市長

内容の分析等も含めて、私は組織として継がれていると思っております。

○秋元委員

そうであれば、例えば参与本人から建設部の皆さんが聞いたというのであれば、それはそれでいいですよ。除雪対策本部の方が皆さんが参与から直接聞いたというのであれば、それはそれでいいのですけれども、誰が直接参与からこの考えを引き継いだのですかということなのですか。

(発言する者あり)

(「私たちが受けましたよね」と呼ぶ者あり)

(「秘書課長、秘書課長しかいないんじゃないの、そうすると」と呼ぶ者あり)

○市長

私と副市長が参与から直接2度報告を受けています。

(「この内容についてですね」と呼ぶ者あり)

そうです。

○秋元委員

それでは、市長でも副市長でもいいのですけれども、私が先日質問したときに、排雪判断基準については今後もつくる考えはないと言っていたのですが、参与の報告書の中では排雪判断基準案の体系化という項目がありますね。これは参与が、要するに排雪判断基準の体系化が必要だというふうに考えられたのではないかと思うのですけれども、この点について引き継がれた市長、副市長どちらでも構いませんけれども、この部分をどのように引き継ぎをされたのですか。

(「引き継ぎ」と呼ぶ者あり)

○市長

引き継ぎという言葉でお話しされていますけれども、その説明を受けただけですので、そのとおりにやりますとかということその場でしたわけではありませんので、組織として受けて、それを分析の中でどのようにしていくのかを考えていくということでございます。

○秋元委員

引き継ぎというのは、何かその報告だけ受けてそうですねということであれば、別に最初から参与なんか必要なかったのですよ。それがどうしても、あそこまでして市長が任用の切れるまでの約1年間任用してきて、その結果が引き継いだ内容が、要するに報告を受けただけだということであれば、余りにも無責任ですよ。参与がどのように考えてこれが必要だと考えているのか、それを引き継がなかったら、参与を任用した意味なんかないではないですか。参与が市の職員として、また、民間企業の除排雪業者で働いていましたけれども、そういう知識なり知恵があるから任用したのではないのですか。その考えをどのように分析して、参与がこれを必要だと思っているのかというのはしっかり引き継ぎしてもらわないと、要するにそれだけ報酬を払った対価として参与の考えは何も残っていないではないですか。こういう重要な部分ですよ。

(発言する者あり)

重要な部分なのです。答えてもらえますか。

(発言する者あり)

○市長

まず、議員の皆様から参与においての議論があったから、3月末日までの任用に切り替えたということであって、本来であれば、私としては4年間働いてもらいたいという意識はありましたけれども、その議論を踏まえて改善をさせていただいたというところでございます。それがまず1点。

それと、参与はもともと報告書をつくるために任用したわけではありませぬので、当然それに携わって雪対策が中心でありましたけれども、その業務に携わりながら、職員とともに改善を図っていくということが主たる取り組みでありましたので、それについて私は少なからず評価をしているところでございます。

そして、この報告書、これは先ほども言いましたけれども、参与自身の考え等が組み込まれているものだと思っておりますので、やはりその内容をこれから生かしていくというところではあるとは思いますが、先ほどの繰り返しになりますが、ここに書いてあることを全てそのままにやるということではないと思います。やはり今まで抱えている課題だったり、取り組みであったりとか、それを今、まさに今、検証中でありますから、その検証と突き合わせていく中で、どれを改善していくのか、またはそれを参与の思いも含めて形にしていくのかは、これからだと思っておりますので、そのように答弁をさせていただいたところでございます。

○秋元委員

これを全てやるとかやらないとかではなくて、参与が必要だと思ってここに掲載、記載されているものについて、なぜ考え方を聞かないのですかという話なのです。報告だけ受けても、字面でしかわからないですよ。私たちが見ても参与がどういう思いでこれを必要だと思っているのかというのはわからないですよ。引き継がれた方しか

わからないではないですか。だから聞いているのですよ。この報告書については、誰も引き継いでないということなのですね。ただ、報告を受けただけだということでもいいのですよね。

○市長

秋元委員はこれを参与からの引き継ぎ書という意識があるのかもしれませんが、何度も言っておりますが、参与自身が多分この間に感じられたこととかをまとめていただいた書面でございます。その中で、もちろんこれからのよりよい除排雪に結びつくことにおいては、当然、導入していきたいと思っておりますけれども、まだ現行においては除排雪対策本部、今は、雪対策課ですけれども、雪対策課の中でさまざまな分析等を行っております。ですから、ここに書かれている内容においても、もしかしたら今度の冬において導入できることもあるかもしれませんが、また、時間をかけて導入しなければならないこともあるかもしれない。さらには、とり行わないことも当然出てくると思っております。ですので、そういう視点で受けているということでございますので、今、秋元委員が御指摘の視点とは違うのだと思っております。

○秋元委員

参ってしまうのですけれども、組織というのはそんなものではないですよ。引き継ぎをしなかったら、参与がいた意味なんかないのです。参与が約1年間、今後も含めてどういうことをやっていくのかということをもとめた報告書ではないですか。その引き継ぎがされていないのだったら、参与が約1年間いた意味なんか全くないですよ。びっくりしましたね。

次に移ります。

参与の報告書では各ステーションに、これ、わからないかもしれないですね。各ステーションに1名常駐させるとなっておりますけれども、これは先日の質問では市の排雪の協議の判断と言われていましたけれども、これはどうということなのですか。

○建設部安田副参事

各ステーションに1名配置ということでの御質問かと思えます。これにつきましては、今ちょうどお話がありました堤参与が現役の時代と申しましょうか、当時、土木事業所長でいらっしゃったときに行っていた方法だということだと思います。その中で、各ステーションに職員を配置して、そのころはまだ総合除雪という形ではございませんでした。いわゆる除雪だけを各ステーションで担当してまして、そこに市の職員も一緒にいまして、指示をしながら除雪をしていたという形になっておりました。ですから、委託という形ですけれども、作業だけを委託しておりまして、その時代は、実際に職員が目を見て、現場で判断をして、作業してもらうというような手順で行っていた時代のお話かと思えますが、そういう部分の、いわゆる職員が現地に、いわゆるステーションごとに張りつく、現地にいるという形の配置のほうが良いということでの御判断の部分かと思えます。

○秋元委員

参与が任用を解かれたときには、副参事は建設部ではなかったですね。そういう話というのは参与から直接伺ったのですか。

○建設部安田副参事

この報告書が出まして、その内容を確認するときに4月の終わりに私と秘書課長と一緒に話す機会がありました。

(「4月」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

それは任用が解けた後ということですよ。市長に伺いますけれども、そういうことは今後も可能なのですか。聞けるのだったらそういうこともすればいいではないですか。そういうことが可能なのであれば、どうなのですか。

(「意味がわからない、来たのか」と呼ぶ者あり)

○委員長

そういうことは聞いていないのでわかりません。今後も元参与に聞くことは可能なのですかという、単純なことですね。答えも至って単純だと思うのですが。

(「秘書課長が会わせただから、秘書課長に聞くしかない」と呼ぶ者あり)

(「聞けるなら聞けばいいじゃないですかね」と呼ぶ者あり)

可能かどうかというところでいけば、すぐ答えられると思うのですが。

○建設部安田副参事

いわゆる市のOBに昔どのような方法をやっていたかというのは、現在でもいろいろなOBの方に聞いて、また勉強させていただいているところがございますので、私の判断の中では市のOBに問うということは日常にも行っていることですので、特に問題ないかと思っております。

○秋元委員

問題があるとかではなくて、参与が残したこの報告書があるのですから、これについて元参与から直接聞けるのであれば聞けばいいではないですかという話なのです。どうですか。

○建設部安田副参事

いわゆるいろいろな部分の中で、御助言を承りたいとは思っていますけれども、今の部分の中では検討の部分の中で御質問することは今のところ、その時点で、その4月の部分ではいろいろ疑問ございましたので、聞いておるのですけれども、現在のところは聞く予定はございません。

○秋元委員

それでは、きちんと引き継ぎがされているということなのですね。そういうことでいいのですよね。

○建設部安田副参事

除雪対策本部として引き継いでございます。現在、除雪対策本部は存在しませんので、内容については雪対策課で把握をしているつもりでございます。また、それについては長期、短期という部分もございますので、すぐその制度を移行するというよりも検討してその判断をしていきたいと思っております。

○秋元委員

それなら最初から4月に参与の任用が解けた後に、そういう話を伺っていますと言えばそれで済む話ではないですか。なぜ、後になってからそんな話になってくるのか、よくわかりません。

◎仕様書について

次に移りますけれども、今回、仕様書を見せていただきました。これは排雪にかかわる仕様書の一部でありますけれども、まず、この仕様書に出てくる業務担当者、また、業務担当員と記載されている部分がありますけれども、これはどういう違いがあるのですか。

○(建設) 雪対策課長

業務担当者、業務担当員、どちらも市の職員でございます。

(発言する者あり)

(「記載の間違いということですか」と呼ぶ者あり)

記載に統一性がございませんでした。

(「同じことということでいいですか」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

◎地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進のための手引きについて

次に、気になっている部分があります。内閣府で出している「地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進のための手引き」というのがありまして、ここで問題点として上げられている点はどのようなものなのか、読んでいただ

けますか。

○（建設）庶務課長

この内閣府で出されています手引におきましては、「現在、多くの地方公共団体が民間委託が進められていますが、この民間委託に関し、いわゆる「偽装請負」であると都道府県労働局から指導を受ける例が見られます。「偽装請負」とは、契約上は請負（委託）とされているものの、発注者が民間事業者の労働者を指揮命令するなど、実質的に労働者派遣法の「労働者派遣事業」に該当するものをいいます」となっております。

○秋元委員

ここで言われている派遣と請負の違いを説明していただくとともに、4 ページで言われている民間業者との調整についての部分を読んでいただけますか。

○（建設）庶務課長

まず、労働者派遣につきましては、「労働者を「他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること」であり、この有無により、労働者派遣を業として行う労働者派遣事業と請負により行われる事業とが区別されます」と、この手引では示されております。

それと、手引きの資料 2 「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（37号告示）に関する質疑応答集の 4 ページに書かれていますこの「作業工程の指示」というところだと思いますが、この中では「発注者が直接請負労働者に指示を行わないのですが、発注者が作成した作業指示書を請負事業主に渡してそのとおり作業を行わせてもいいですか」という質問に対しまして、回答といたしましては、「適切な請負と判断されるためには、業務の遂行に関する指示その他の管理を請負事業主が自ら行っていること」としております。したがって、今の設問であれば、「発注者が請負業務の作業工程に関して、仕事の順序・方法等の指示を行ったり、請負労働者の配置、請負労働者一人ひとりへの仕事の割付等を決定したりすること」は偽装請負と判断される旨の Q アンド A が示されてございます。

○秋元委員

そこで言いたいのは、先日、雪対策課長から伺ったところでも、現場から上がってきた協議書を雪対策本部で検討して、必要な箇所、時期を業者に伝えて排雪してもらおうというふうに答弁していたのですよね。これは要するに業者の労働者に対して直接ではないですけれども、先ほどの質疑応答集では「口頭に限らず、発注者が作業の内容、順序、方法等に関して文書等で詳細に示し、そのとおりに請負事業主が作業を行っている場合も、発注者による指示その他の管理を行わせていると判断され、偽装請負と判断される」と言っているのですけれども、この辺についてはどう受けとめていますか。

○建設部安田副参事

私どもの判断としましては、業務量またその指示を、その協議をうちの担当者から業務責任者、業者の担当者に連絡をするという形で仕事の量の連絡をしている。現場で作業する人への指示、そういう部分については、そちらの委託がかかっていますので、そちらの指示・命令系統で作業は行われていると考えております。

ただ、先ほど仕様書の間違いですとか、いろいろと、御指摘をいただきましたので、内容については再度確認をさせていただきまして、この労働者派遣法の部分については再度チェックをかけていきたいとは思っております。

○秋元委員

まず、問題視されているのが請負としての形式が幾ら整えられていたとしても、事業の実態を見た場合に真の目的が労働者派遣業で行うことにあると判断されれば、偽装請負になるということなのですよね。要するに、直接労働者の方に指示していないとは言われていますけれども、内閣府で出されている直接詳細に文書等で指示を出すということは、禁じられているのですよね。そういう部分では、協議書というのはやはり詳細に書かれた部分を直接労働者に渡さなかったとしても、業者の担当者とかに渡して、そのとおり作業しているわけですよね。排雪につい

でも、やろうと思っていたところをやめてください、やめようと思っていたところを排雪してくださいという指示も、実はこの偽装請負に当たるのではないかとこの部分で私は非常に心配しております、その上で、今回、仕様書を見せていただくと、中身の文章が指示をするとなっているのです。これはやはり記載の内容も非常に問題あると思いますし、実際もし労働者派遣法に違法でなかったとしても、なかったとしたら、逆にそういう部分をしっかり整理して仕様書を変えるですとか、例えば入札の問題も当然かかわってきますから、今回の J V の入札条件 4 社以上にするとか、そういう部分も含まれてきますから、一度しっかり立ちどまって整理をして進める必要があるのではないかと思うのです。

私も北海道労働局とかに確認をさせていただきました。いろいろな部分でまだまだ時間があれば伺いたいところがあったのですが、非常に曖昧な、非常にグレーな部分ですので、内閣府のこの資料によれば、偽装請負の要件に非常に合致するといえますか、疑いがかけられても仕方がないような部分もありますから、1 回ここを精査していただいて、進めるべきではないかと思うのですけれども、最後にいかがですか。

○建設部安田副参事

繰り返しになりますけれども、業務の内容につきましては、業務量をお渡ししているという考えでおります。

ただ、今、委員からも御指摘ございました、また、北海道労働局にもほかの部分でもいろいろとお知恵をかりているところもございますので、今後、内容について精査をかけながらよい方法で進みたいと思います。御理解のほどよろしく願いいたします。

○秋元委員

最後に市長から、今の問題についてどのように感じているのか、また、新しく市長が誕生して 1 丁目 1 番地の除雪、きめ細やかな除雪を実現したいという部分で市長になりましたけれども、こういう問題があるので、私は一度、立ちどまって入札も仕様書の部分も精査して、しっかりと法に適合するような形でやるべきだと思いますけれども、市長はどう思いますか。

○市長

法令を遵守していくのは当然のことだと思っております。今、御指摘の部分においても、今これから原部、原課で改めて精査するということでお伝えをさせていただいているところでございますので、それは除排雪という部分ではなく、それについての御指摘だと思っておりますので、それは改善を図っていくことは大切なことではないかと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 55 分

再開 午後 5 時 12 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号平成 28 年度小樽市一般会計補正予算、議案第 5 号小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案及び第 6 号小樽市ふるさと応援基金条例案の否決を主張して討論を行います。

補正予算の北海道横断自動車道建設予定地の売却及び同自動車道建設用地の立木の売却による売払い収入の補正

予算に反対です。

もともと我が党は高規格道路について反対してきました。我が党は国道 5 号が重要な生活道路であり、高規格道路で代替することなく国道の整備、拡張をすべきであることを主張してきました。したがって、補正予算の横断道路建設に伴う土地及び立木売払いに関する議案に反対であります。

ふるさと応援基金の条例案は、市長が別に定める事業というだけで、基金を処分できるものであり、議決も必要ないものとなっていることから反対です。

個人番号カード交付事業費については、国庫補助金で全額賄われるものは賄うというものとはいえ、個人情報漏えいの危険性を持つものであり、我が党は否決するものです。詳しくは本会議において説明いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号、議案第 5 号、議案第 6 号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務をどうにか全うすることができました。これも、酒井隆行副委員長を初め委員各位と、理事者の皆さんの御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くせませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。